

令和6年6月甲良町議会定例会会議録

令和6年6月6日（木曜日）

◎本日の会議に付した事件（議事日程）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 報告第1号 令和5年度甲良町繰越明許費繰越計算書について（一般会計予算）
- 第4 承認第1号 専決処分につき、承認を求めることについて（令和5年度甲良町一般会計補正予算（第9号））
- 第5 議案第31号 甲良町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 第6 議案第32号 甲良町税条例の一部を改正する条例
- 第7 議案第33号 甲良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第8 議案第34号 甲良町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
- 第9 議案第35号 甲良町改良住宅の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第36号 令和6年度甲良町一般会計補正予算（第2号）
- 第11 議案第37号 令和6年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 第12 議案第38号 令和6年度甲良町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第13 同意第4号 甲良町固定資産評価審査委員会委員の選任につき、同意を求めることについて
- 第14 意見書第1号 「地方自治法の一部を改正する法律案」の廃案を求める意見書（案）
- 第15 一般質問

◎会議に出席した議員（10名）

1番	福原 守	2番	木村 誠治
3番	藤居 吉也	4番	山田 光義
5番	小森 正彦	6番	西川 誠一
7番	野瀬 欣廣	8番	木村 修

9 番 西 澤 伸 明

10 番 丸 山 恵 二

◎会議に欠席した議員

な し

◎会議に出席した説明員

町 長	寺 本 純 二	教 育 長	青 山 繁
副 町 長	熊 谷 裕 二	教 育 次 長	福 原 猛
総 務 課 長	中 村 康 之	学 校 教 育 課 長	橋 本 善 明
会 計 管 理 者	大 野 けい子	社 会 教 育 課 長	大 山 一 弥
税 務 課 長	望 月 仁	長 寺 セ ン タ ー 館 長	大 野 正 人
企 画 監 理 課 長	山 崎 志 保 美	呉 竹 セ ン タ ー 館 長	上 田 真 司
住 民 人 権 課 長	宮 川 哲 郎	総 務 課 参 事	村 田 茂 典
保 健 福 祉 課 長	丸 澤 俊 之	保 健 福 祉 課 参 事	中 川 一 樹
産 業 課 長	西 村 克 英	建 設 水 道 課 参 事	寺 居 友 彦
建 設 水 道 課 長	村 岸 勉	総 務 課 長 補 佐	宮 寄 一 海

◎議場に出席した事務局職員

事 務 局 長	橋 本 浩 美	書 記	山 脇 理 恵
---------	---------	-----	---------

(午前 9時00分 開会)

○丸山議長 ただいまの出席議員数は10人です。

議員定足数に達していますので、令和6年6月甲良町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、既に配布しているとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に9番 西澤議員、1番 福原議員を指名します。

次に、日程第2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は本日から6月14日までの9日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○丸山議長 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から6月14日までの9日間と決定しました。

これより、町長の挨拶、行政報告並びに提案説明を求めます。

町長。

○寺本町長 皆さん、おはようございます。本日令和6年甲良町議会6月定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中、ご出席をいただき、誠にありがとうございます。平素は町政全般にわたりまして、格別のご支援ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

ここで、提案説明に先立ち本日までの若干の行政報告をいたします。

まず、本町相手に提訴された裁判関係の進捗ですが、元職員から懲戒免職処分取消しを求めて提訴された案件については、令和6年4月19日に大阪高裁において、相手方控訴棄却、つまり、本町が勝訴の判決が出ました。これについては、相手方が最高裁へ上告受理の求めをしました。

また、元町長から損害賠償の支払いを求めて提出された案件については、4月12日に第1回の期日が開かれ、本町はその請求を棄却するよう求めました。また、その理由については、5月31日に裁判所へ提出し、次回の裁判期日は6月14日となっております。

加えて町長が出席しました、この間の行事、会議等につきまして、報告をいたします。

4月6日には上下分離方式による新体制の移行に伴い、近江鉄道米原駅で開催されました、新生近江鉄道出発式典に参加しました。

また、4月16日には、近江八幡市で開催された滋賀県首長会議に、4月2

3日には、滋賀県町村会町長連絡会議に出席し、本町の考え方や要望を伝えさせていただきました。出水期を前に、開催された各種の会議等にも参加し、滋賀県河港・砂防協会の役員でもあることから、5月23日には東京で開催された全国治水砂防協会の総会に参加しました。

また、5月14日には滋賀県河港・砂防協会理事会に、また、5月29日には、湖東圏域の水害土砂災害に強い地域づくり協議会に参加し、現在の状況などの講演を受けるなどしました。

その他町施策のために必要な会議等に参加しております。

それでは、本日提案させていただきます案件について、その概要をご説明申し上げます。

報告第1号は、令和5年度一般会計予算において、翌年度に7,477万7,000円の明許繰越しをしましたので、その計算書の報告であります。

承認第1号は、令和6年3月29日付で行いました、令和5年度甲良町一般会計を2,139万5,000円減額し、総額41億3,218万2,000円とする補正予算(第9号)について、その承認をお願いするものであります。

議案第31号は、職員の長時間勤務を避け、健康管理を適切に行うことを目的に、休日等の勤務に対する振替等を見直すため、甲良町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正するものであります。

議案第32号は、定額減税の実施のため、地方税法の一部を改正されたことに伴う甲良町税条例の一部を改正する条例であり、所要の改正を行うものであります。

議案第33号は、国民健康保険施行令の一部が改正されたことに伴い、甲良町国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。

議案第34号は、甲良町行政手続きにおける特定の個人識別をするための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例です。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部の改正に伴い、用語の規定など、所要の改正を行うほか、既に廃止された事務について削除するものであります。

議案第35号は、改良住宅の一部について用途廃止を行ったことに伴う甲良町改良住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正するものであります。

議案第36号は、令和6年度甲良町一般会計補正予算(第2号)、4,112万円を追加し補正後の予算総額を42億3,535万4,000円とするものであります。この主なものとしては、歳出における保健福祉センターの改修工事費2,036万7,000円、更生医療給付金730万2,000円を加えるほか、定期接種に移行した新型コロナウイルスワクチン接種事業942万4,000円などを追加し、それらの財源として、歳入において国庫補助金を

1, 590万3, 000円、財政調整基金繰入金3, 150万7, 000円などを追加するものとなります。

議案第37号は、令和6年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）で、492万5, 000円を追加し、補正後の予算総額を9億2, 228万1, 000円とするものであります。

議案第38号は、令和6年度甲良町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）で、104万円を追加し、補正後の予算総額を9億4, 064万8, 000円とするものであります。

同意第4号は、任期満了に伴う甲良町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるものであります。

以上、本日提出しました案件につきまして概要の説明を申し上げます。

何とぞ、ご審議いただき、適切な議決、同意等を賜りますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

○丸山議長　ここで少し、野瀬議員より発言を求められておりますので、発言を許します。

7番野瀬議員。

○野瀬議員　すいません。少し時間をいただきまして、3月議会の最終日、副町長の設置の討論のとき、私、賛成討論いたしましたんですけれども、不適切な表現がございました。謝罪とともに、今後、副町長として、町長とともに甲良町のために頑張ってもらいたいという文言に訂正させていただきたいと思いません。申し訳ございませんでした。

○丸山議長　それでは、日程第3　報告第1号を議題とします。

報告書が提出されておりますので、報告を求めます。

総務課長。

○中村総務課長　報告第1号でございます。

令和5年度甲良町繰越明許費繰越計算書についてでございます。

地方自治法第213条第1項の規定により、令和5年度甲良町一般会計において、次のとおり翌年度に繰越したいので地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告をさせていただくものでございます。

令和6年6月6日。

甲良町長。

次のページをお願いいたします。

ここからが計算書となっております。

2款1項、事業名、一般財産管理事業、旧公営住宅除却事業でございます。翌年度繰越額269万円。以下についても繰越額のみ報告させていただきます。内訳につきましては、一般財源でございます。続きまして、固定資産台帳整備

事業163万2,000円、一般財源でございます。

2款3項、戸籍住民基本台帳住基システム改修事業でございます。1,179万7,000円、国庫支出金でございます。同じく戸籍システム改修事業389万4,000円、これも同じく国庫支出金でございます。

3款1項、保健福祉センター運営事業、保健福祉センター改修事業384万7,000円、一般財源でございます。同じく、グループホーム改修事業271万5,000円。一般財源でございます。

4款1項、新型コロナウイルスワクチン接種事業105万円、財源は国庫支出金でございます。

8款2項、町道維持管理事業300万円、一般財源でございます。社会資本整備交付金事業600万円でございます。内訳につきましては、国庫支出金で302万6,000円、地方債で270万円、一般財源で27万4,000円とするものでございます。続きまして、4項 住宅管理費、住宅改修事業でございます。47万円、一般財源でございます。5項、都市公園管理事業150万円、一般財源でございます。

10款1項 教育施設整備費、西こども園電気設備整備事業2,995万1,000円でございます。内訳は国庫支出金で526万9,000円、地方債で2,020万円、一般財源で448万2,000円でございます。同じく西小学校安全確保事業623万1,000円、内訳は国庫支出金で267万9,000円、地方債で280万円、一般財源で75万2,000円でございます。

合計13事業でございます。7,477万7,000円でございます。

令和6年5月31日。

甲良町長。

以上でございます。

○丸山議長 これをもって報告を終わります。

次に、日程第4 承認第1号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 承認第1号 専決処分につき承認を求めることについて。

令和5年度甲良町一般会計補正予算（第9号）。

上記の議案を提出する。

令和6年6月6日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○中村総務課長 専決処分の承認を求めるものでございます。

議案書の裏面をお願いいたします。

専第1号 専決処分書。

令和5年度甲良町一般会計補正予算（第9号）。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をする。

令和6年3月29日。

甲良町長。

予算書の裏面をお願いいたします。

令和5年度甲良町一般会計補正予算（第9号）でございます。

歳入歳出それぞれに2,139万5,000円を減額し、歳入歳出それぞれ41億3,218万2,000円とするものでございます。

繰越明許の追加は第2表で説明をいたします。

続きまして、1ページをお願いいたします。

金額については、補正額のみ報告をさせていただきます。

歳入、2款1項 自動車重量譲与税90万4,000円。2項 地方揮発油税譲与税22万5,000円。4項 森林環境譲与税6,000円の減。3款1項 利子割交付金14万9,000円。4款1項 配当割交付金84万1,000円。5款1項 株式等譲渡所得割交付金261万1,000円。6款1項 法人事業税交付金269万3,000円。7款1項 地方消費税交付金1,254万6,000円。8款1項 環境性能割交付金291万1,000円。9款1項 地方特例交付金87万円。10款1項 地方交付税1,996万2,000円。

次のページをお願いいたします。

11款1項 交通安全対策特別交付金24万6,000円の減。13款1項 使用料6万8,000円。2項 手数料、1,000円。14款1項 国庫負担金528万9,000円の減。2項 国庫補助金1,373万6,000円の減。3項 委託金57万4,000円。15款1項 県負担金153万4,000円の減。2項 県補助金31万7,000円。16款1項 財産運用収入21万2,000円の減。2項 財産売払収入9万円。17款1項 寄付金300万円の減。18款1項 特別会計繰入金200万円の減。2項 基金繰入金3,870万円の減。

次のページ、3ページをお願いいたします。

20款5項 雑入188万4,000円の減。22款1項 自動車取得税交付金45万円。歳入合計補正額2,139万5,000円の減でございます。

続きまして、4ページをお願いいたします。

歳出でございます。こちらにも補正額のみ報告させていただきます。2款1項 総務管理費4,524万1,000円。2項 徴税費27万円の減。3項 戸

籍住民基本台帳費 1 万円。4 項 選挙費 7 9 0 万円の減。3 款 1 項 社会福祉費 2, 0 2 7 万 7, 0 0 0 円の減。2 項 児童福祉費 1, 2 4 5 万 3, 0 0 0 円の減。4 款 1 項 保健衛生費 4 0 3 万 1, 0 0 0 円の減。2 項 清掃費 5 9 1 万 4, 0 0 0 円の減。6 款 1 項 農業費 2 1 6 万円の減。7 款 1 項 商工費 7 0 万 4, 0 0 0 円の減。8 款 1 項 土木管理費 2 0 万円の減。2 項 道路橋梁費 7 7 0 万円の減。4 項 住宅費 9 4 万円。5 項 都市計画費 7 0 万円の減。

続きまして、5 ページをお願いいたします。

9 款 1 項 消防費 2 1 4 万 9, 0 0 0 円の減。1 0 款 1 項 教育総務費 1 0 万 4, 0 0 0 円。2 項 小学校費、1 0 6 万 2, 0 0 0 円の減。3 項 中学校費 7 0 万円の減。5 項 社会教育費 1 2 7 万円の減。6 項 保健体育費 2 0 万円の減。歳出合計は歳入合計と同額でございます。

6 ページをお願いいたします。

繰越明許費の補正でございます。追加分でございます。2 款 1 項、事業名、一般財産管理事業、旧公営住宅除却事業 2 6 9 万円。8 款 2 項、道路維持管理事業 3 0 0 万円。4 項、住宅管理費、住宅改修事業 4 7 万円。5 項、都市公園管理事業 1 5 0 万円。以上でございます。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

9 番西澤議員。

○西澤議員 何点か質問します。

1 つは、1 3 ページと、それから、1 4 ページに関わりますが、ふるさと応援金の寄付金の減額。これで、理由と、そして、新たに近江牛の返品ができるようにということで、対策を強めていただいていると思えますけれども、今後の対策をどのようにするのかという点で、指定寄付金の欄と、それから対応する、ふるさと応援基金、1 5 ページのふるさと納税特産品発送準備業務委託、これが 1, 2 6 9 万 6, 0 0 0 円減額になっています。この点でどういうふうに取り組むのかというのをお聞かせください。

そして続けて 2 つ目は、それぞれ減額になっているもので、例えば、1 7 ページの低所得者価格高騰対策支援給付金、これ、8 1 0 万減額になっています。これの理由です。そして、その下の 1 7 ページの出産子育て応援金、これが 9 0 万減になっています。そして、次のページの 1 8 ページの 8 3 6 万 5, 0 0 0 円、それぞれの理由を聞かせていただきたいんですけども、同時に、それぞれ、子育てや町民の暮らしへの支援金としてあてがわれていきます。これが減額になっています。もちろん、これ対象者が減っているとか、申請が少なかったとかという点がありますけれども、町民に届く部分が減っているというように思うんですけども。そして、1 5 ページの積立金、ここに財政調整基金

を新たに積み立てるわけですけれども、7,300万、そして令和6年度に繰越していく財源としてなるんですけれども、これをどのように活用するかという点で検討されたというふうに思いますけれども、見解をお尋ねいたします。

○丸山議長 企画監理課長。

○山崎企画監理課長 まず、私の方からは、予算書15ページ、ふるさと納税の関係ですが、甲良町、ふるさと納税の返礼品、多くをお肉に頼っていたところはあったんですけれども、町内のお肉屋さんの方が、職人さんがいらっしやらなくなりちょっと撤退をされたというところで、大きく減収ということになっております。今、甲良町の出身の方で、他市町にお店を構えていらっしやるお肉屋さんの方でも、町内でお肉を梱包して発送していただけるような準備を、していただけるような準備を進めているところです。

17ページの、低所得者の物価高騰に対する支援金の方ですが、こちらは昨年度の非課税世帯への給付金の方で、7万円の給付を761件させていただいています。当初の予算の見込みのときよりも、実際、件数が少なかったということで減額をさせていただいております。

○丸山議長 住民人権課長。

○宮川住民人権課長 18ページの児童手当ですが、これは実績ベースでの減額となっております。

○丸山議長 教育次長。

○福原教育次長 17ページの出産子育て応援交付金ですが、当初予算で見ていた人数より対象者が減っているということです。

○丸山議長 総務課参事。

○村田総務課参事 15ページのところの財政調整基金の積立ての件でございますけれども、こちらにつきましては、5年度の決算見込みを見まして、余剰となる部分が出てきます。当然、歳入と歳出を支出した場合、差額が出てきて、それが繰越金、6年度の繰越しになるんですけれども、見込みの数値、当初予算組まさせていただいた見込みの数字よりも大きな数字で、今年度、昨年来緊縮ということで職員の皆さんにはいろいろ支出を抑えるようなところを努めていただいて、その影響か、想定よりも大きな差額が生まれまして、その分積立てをさせていただいているところです。

○丸山議長 9番西澤議員。

○西澤議員 それで最後に、参事の総務課参事の方が答えていただきましたけど、それに関して、令和6年度に、その予算措置が回っていくんだというふうに思いますけれども、その予算措置の中で、例えば、65歳以上の方で介護保険料が大変高いですよね。それは、不評になっています。その点でも、町民への生活支援、暮らし支援という点で、僅かですけれども、そういう支出をする、

給付をするという点で検討があったのかどうか。例えば、65歳以上の方で、約甲良町の場合は、2,600人というように聞いています。その点で1万円の給付をすれば、2,600万円。そういうような具体的な検討も、この令和6年度の補正予算の中でもされているというように思いますけれども、その検討状況などはどうでしょうか。

○丸山議長 総務課長。

○中村総務課長 今、専決のこの金額について、令和6年度で一般財源を使って直ちに何かをするであるとかいうところまでの議論には至っておりません。以上です。

○丸山議長 よろしいですか。
ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。
これより承認第1号を採決します。
お諮りします。

本案は原案のとおり、承認することに賛成の方はご起立願います。
(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。
起立全員です。
よって承認第1号は承認されました。
次に、日程第5 議案第31号を議題とします。
議案を朗読させます。
局長。

○橋本事務局長 議案第31号 甲良町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。
令和6年6月6日。
甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案理由の説明を求めます。
総務課参事。

○村田総務課参事 失礼します。議案31号でございます。

甲良町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

1枚おめくりください。

改正案でございます。

こちら今回の改正につきましては、第5条中「4時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間の勤務時間を当該勤務を命ずる必要がある日に割り振ることができる」という部分を「、同項本文の規定により勤務時間が割り振られた職員にあっては同項本文の規定により、勤務時間が割り振られた日の勤務時間の2分の1に相当する勤務時間として規則で定める勤務時間を、育児短時間勤務職員等および定年前再任用短時間勤務職員ならびに前条の規定により勤務時間が割り振られた職員にあっては同項本文の規定により勤務時間が割り振られた職員との権衡を勘案して規則で定める勤務時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該半日勤務時間もしくは短時間勤務時間をそれぞれ当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる」というふうに改めるもの。

そしてまた、第10条につきましては、任命権者は、祝日法による休日又は年末年始の休日において勤務することを命ずる必要がある場合には、規則の定めるところにより、当該職員に正規の勤務時間が割り振られた日の当該正規の勤務時間において勤務することを要しないこととするができるものと改めるものがございます。

なお附則については、7月1日からの施行をめざしているところでございます。

以上になります。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第31号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって議案第31号は可決されました。

次に、日程第6、議案第32号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第32号 甲良町税条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

令和6年6月6日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案理由の説明を求めます。

税務課長。

○望月税務課長 それでは、甲良町税条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する法律の施行に伴い、甲良町税条例の一部を改正するものでございます。

議案書6ページをおめくりください。

甲良町税条例新旧対照表をご覧ください。主な改正内容としましては、令和6年度分の個人住民税の特別税額控除に係る規定が新設されたことによる所要の改正でございます。

2ページをご覧ください。

附則第7条の5、令和6年度分の個人の町民税の特別税額控除は、対象となる方を追加したもので、前年の合計所得金額が1,805万円以下の個人住民税所得割の納税義務者等に係る規定の新設でございます。

附則第7条の6、令和6年度分の個人の住民税の納税通知書に関する特例は、令和6年度分の個人住民税の徴収方法、普通徴収が減税前の税額を基に算出された第1期分の税額から控除され、控除し切れない場合は、第2期分以降の税額から控除等に係る規定の新設でございます。

5ページをご覧ください。

附則第7条の7、令和6年度分の公的年金等に係る個人の住民税に関する特例は、令和6年度の公的年金等に係る特別徴収の方法が、減税前の税金を基に算出された令和6年10月分の特別徴収税額から控除され、控除し切れない場合は、令和6年12月分以降の特別徴収税額から控除等に係る規定の新設でございます。

附則としまして、この条例は公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用し経過措置を規定するものでございます。

以上です。どうぞよろしく申し上げます。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

9番西澤議員。

○西澤議員 全協でも一部実態が明らかになりましたが、この税条例そのものは、1人4万円の定額減税に対応する条例であるという点かどうか。これが1

点目です。

それからもう1つは、確定申告が必要な方、これが、3月15日で、確定申告、つまり、前年度の賃金金額、今で言いますと令和6年度の所得が12月31日までに決まってそれを確定申告で、3月15日までに申請をするという仕組みですけれども、税額が決まるのはその後です。その時点で減額になるのか、それともあらかじめ差引きすることができるのか。つまり、中間申告される方は、7月の時点で金額が半分ないしはその一定の額が決まりますけれども、その減税の方法、どういふようになるのか。これが2点目です。

3点目は、事業専従者、これは白色ですと60万、それから青色ですと引いた金額、源泉徴収される場合もありますけれども、源泉徴収されない方については、減税の対象とならないというようになると思うんですけれども、それへの対応はどういふようになるのか。3点お聞かせください。

○丸山議長 税務課長。

○望月税務課長 今回の税の改正なんですけれども、定額減税につきましては所得税の3万円、住民税の1万円が対象となっております。

この税条例の改正につきましては、住民税の改正に、住民税に伴うものでございます。

今のところ把握しておりませんので、2つ目、3つ目についても確定しましたら、報告させていただきたいと思っております。

○丸山議長 9番西澤議員。

○西澤議員 把握してないというわけですが、国としては、この町に実務をさせる上で、方向性、出しているんじゃないですか。つまり、確定申告をされる方、つまり、自営業の方は、12月31日でなければ、損するのか、得するのか、さっぱり分からない。12月31日にがばっと支出ができれば、マイナスの申告、つまり、利益が上がらないという申告ですし、そういう確定、途中で、税額が確定しませんよね。その場合どういふような扱いをするのか。見越して非課税者だから7万円の支給をするのか。

それから、事業専従者については、これ確定申告で事業専従者の欄に記入をして60万の減。控除額をいわゆる専従者控除というのを受けます。所得とか給与の扱いにはなりません。そういう方はどういふようになるのかというのはもう既にガイドライン決まっているんじゃないですか。

○丸山議長 9番西澤議員。

○西澤議員 確かにもう地方は本当に苦勞させられているのは、もう報道でもいっぱい出てきます。ですから、町の職員の皆さんを責めるわけじゃないんです。しかし、一応国の方がそういう方を想定してガイドライン、実務の基本といたしますか、詳細といたしますか、そういう点では、通達なりで出ているのでは

ないか。出てなかったら全く、これ、ほんまにひどい話なので、状況をちょっとお聞かせください。

○丸山議長 副町長。

○熊谷副町長 昨年、企画監理課で国と県とからお話を聞いておって、4万円減税と、それから4万円差し引けない人については、1万円単位で1万円、2万円、3万円、4万円給付する。それは、市町村で業務を行うと。かつ、確定する前に、早い段階から、もう、市町村の判断で給付をしていけという指示はありました。ただ、おっしゃっていただいているように、給付の話と減税の話と、結論は出ているんですけど、実務と時期とかいうことが、実のところ、もう市町村の判断でやれということでもちまちなんです。

かつ、おっしゃっている、その確定申告であるとか、いったような話というのは多分、いわゆる次回の確定申告というのは、今までと全然違うやり方というか、すごい大変になると思いますけれども、そういったことについては、まだ確定的なところが伝わってきません。元々確定申告の手続って、ぎりぎりにならないと、その様式の違いであるとかいうのが市町村に知らされてこないところに、輪をかけて、今回こういうことですので、税務課長申し上げたように、私ども戸惑っているところで、そういったことが分かり次第私どもで認識した上で、議会にもまた、町民さんにも、お伝えしていかないともう混乱が生じるのかなと思っております。ただ、今のところ、本当正直に分からないというところですよ。

○丸山議長 よろしいですか。

ほかにありませんか。

6番西川議員。

○西川議員 6番西川です。

今の関連ですが、要は、職員さんの実務負担が、物すごい増えてきていると私は思うんですが、今の現状の人間で足りているのかどうか。それと、またがっていくわけですよ、足りない、マイナスの3,000円しか戻さんけど、7,000円は翌年に戻すとか、どうのこうの操作していく、そういうことになってきたら、今まででも皆さん苦勞されていて混乱していくというふうに、引継ぎの関係でね。ほんでその辺のことなんか考えると、今の現状の職員でいいのかどうかというのがちょっと心配なんですけど、その辺はいかがなんでしょうかね。

○丸山議長 企画監理課長。

○山崎企画監理課長 すいません。企画監理課の方で、非課税世帯ですとか、定額減税後の調整給付という辺りの事務をやっていく、やっていっているんですけども、まず、今、全協のときにも副町長、説明させていただいたんです

が、今は昨年度の非課税世帯へのお子さんへの加算、次に、昨年度、給付を受けていない、均等割のみの世帯への1世帯10万円の支給、均等割非課税世帯へのお子さんへの加算というのを今、順番に要綱もつくりまして、これ、今対象を抽出している作業でして、通常の企画監理課の業務に加えてその業務を順次、複数名でのチェックをしながら、行っているところです。

正直申し上げまして、まだ定額減税後の調整給付の方にはまだまだ取りかかれていないのが実情でございまして、国の方からもまだそういった定額減税の、所得税控除後の各個人、住民さんの税情報がどういった形で来るのかも、今、全くの分からない状況でございまして、今はまず、低所得者への給付を、もう既にもう給付をされている市町もございまして、できるだけ早くとは思っているんですが、できるだけ間違いのないようにというところでチェック体制を取りながら、地道にやらせていただいておりますので、ちょっと住民の皆さんには、支給が遅れているという感じを持っていただいているのかもわかりませんが、丁寧に着実にやらせていただこうと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○丸山議長 ほかに。

6番西川議員。

○西川議員 苦勞されているというのは分かるんですが、今、ちょっとあちこちで話が出ている、勤務時間が短くするとかいう話が町の、彦根市辺りでも出ているかと思うんですけど、時間は、勤務時間は短くなるわ、税の、これに関しては相当混乱すると思うんですが、補充人員とかいうのは、今のところはそんなことせずともやれるという自信があるのか、どうか。

○丸山議長 副町長。

○熊谷副町長 昨年で、昨年の例で申し上げますと、既存人員でなかなか回っていけないなという時期も実際ございまして、一定期間は、会計年度任用職員さんを補充していただいて、追加で、いわゆる人員増ということで対応させていただいたような経過もございまして、実際実務をやっていく上で、やはり現員では回れないといったような状況がありましたら、そういった形での経過もございまして、そういったこと等もふまえながら、不足する分については、他課の協力等も仰ぎながら、そういった人員増といったようなことも必要に応じて検討していく必要があるのかなというふうに思っております。

○丸山議長 ほかにありませんか。

○西澤議員 関連。

○丸山議長 よろしいです。9番西澤議員。

○西澤議員 全協でも申しましたけども、こういう状況で大変、どう言いますかね、設計自体も付け焼き刃で、末端の自治体に負担を強いているわけですけ

れども、テレビ見ていますと、こういう調整給付金をするぐらいやったら、最初から4万円給付したらどうやというの、意見が、もう当たり前の意見が出ています。町長か副町長、そういう自治体に国の愚策と言っていいと思うんですけれども、そういうやつを押しつけられて、それを、言うてみれば、自分たちで処理せんならんですね。そういう点でも見解、気持ちも聞かせていただきたいなというふうに思いますが。

○丸山議長 町長。

○寺本町長 確かに複雑な問題を投げかけられております。私が直接国に対してどうのこうの言うつもりはございません、正直なところ。お互い、僕も私も就任してから、いろんな問題、人的な問題もありますので、その都度、皆さん必ず応援体制を取ってやってくれということで、その場その場なんとなく、皆さん方で協力し合ってやっておりますので、今回もそれなりに臨時的な増員も考えながら、乗り越えていきたいと思っております。今、西澤議員の言われる、国政のどうのこうのいうことに関しては、私は口挟むつもりはございません。

以上です。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

9番西澤議員。

○西澤議員 質疑の中でも明らかになりましたけれども、岸田内閣が打ち出した4万円の定額減税、これを執行する地方部門の条例制定かという点が理解できませんでした。それで、次の理由で容認できないことを表明させていただきます。

1つは、1回きり、1年限りの減税で、物価高騰、これ次々と6月からも上がっていますが、家計を襲っている中で、全く役に立たないし、追いつかないように思います。政権浮揚を狙って、つまり、増税の岸田というイメージが一時はびこりました。これを払拭したいというパフォーマンスからのものであると言わざるを得ないという、思っています。

2つ目に、4万円に満たない方については、給付申請をしなければなりません。そんな面倒な手続が必要なら、あっさりと、当初から給付型の支援金にした方がよっぽどよかったというように思います。従業員が5人以下の事業所、県下では2万8,000だと言われています。全国では約300万人です。自営業者などの確定申告を必要とする方は、来年3月以後、税が確定をして減税となることになり、物価上昇に追いつかない可能性もあります。

4つ目に、給与を支払う事業所に煩雑な事務を押しつけることになっています。

5つ目は、消費税を5%に引き下げるということこそ公平に行き渡り、消費を促し、減税効果があるものだというように思います。源泉徴収をしない事業所、事業専従者については、まだ不確定だというように言われていますけれども、どちらにしても、国民の間で分断を図るというようになっていっているので、町が実務を負う上での条例改正ですけれども、容認できないということを表明させていただいております。

○丸山議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第32号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立多数です。

よって議案第32号は可決されました。

次に、日程第7 議案第33号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第33号 甲良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

令和6年6月6日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案理由の説明を求めます。

税務課長。

○望月税務課長 それでは、甲良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

国民健康保険法施行令の一部を改正する法律の施行に伴い、甲良町国民健康保険税条例の一部を次のように改正するものでございます。

第2条第3項ただし書中、22万円を24万円に改める。

第23条第1項中、22万円を24万円に改め、同項第2号中29万円を29万5,000円に改め、同項第3号中53万5,000円を54万5,000円に改める。

附則。この条例は公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用し、適用区分を規定するものでございます。

以上です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

9番西澤議員。

○西澤議員 2点ございますので、1点目は、県下統一の保険料税にしようとしています。その下での準備なのかどうか、これ1点です。

2つ目は、町独自の算定変更がされているのかどうか。

2点、よろしくお願ひします。

○丸山議長 税務課長。

○望月税務課長 今回の条例改正につきましては、施行令の一部を改正する法律の施行に伴いますので、統一化に伴うものの改正ではございません。

あと算定方法ですけれども、4方式から3方式に6年度から変えさせていただきました。

以上です。

○丸山議長 9番西澤議員。

○西澤議員 今言われたのは、県下統一の保険料に県が水準で標準の金額を示していますが、上げる率も示してきています。それに合わせて今回の改定ではなくて、固定資産税、つまり、課税方法を固定資産税の評価については、そこから外して別のところで計算をするという、3方式に変わったことということではないんですか。

○丸山議長 税務課長。

○望月税務課長 今回の改正ですが、国民健康保険税の後期高齢者の支援金等課税の限度額の増減、あと、5割軽減及び2割軽減の所帯に対する所得判定基準の改正によるものです。今、言われました、算定方式が変わったのは、前回の税条例の改正になります。

○丸山議長 9番西澤議員。

○西澤議員 繰り返しますけれども、固定資産税をベースとする課税方法の見直しではなくて、今言われた後期高齢者の支援分の算定方式、算定金額が変わるということでの今回ですね。そうすると総額としては、加入者は、保険料、甲良の場合は保険税ですけれども、保険税が引き上がることになるんですか。

○丸山議長 税務課長。

○望月税務課長 後期高齢者支援金の限度額を改正したことによって、甲良町としまして、8所帯から6所帯になります。あと、5年度分でちょっと国保税の算定したところ、約12万ほど増税する試算となっております。

○丸山議長 西澤議員、これは4回目になるんですが、かみ合っていないやったらこれ、もう一度だけ許します。

○西澤議員 はい。総額で12万の増税になる。それは、対象者絞られる。何

件なんですか。先ほど言いました、8件から6件と言われましたが、その件数だけが対象になる、増税になるのでしょうか。それとも、全体としてでしょうか。

○丸山議長 税務課長。

○望月税務課長 先ほど言った、後期高齢者支援金の限度額到達所帯が8所帯から6所帯。あと5割軽減の所帯と2割軽減の所帯につきましては所帯の変更はございませんが、全体として先ほど言った約12万円の増となります。

(発言する者あり)

○丸山議長 産業課長、ちょっとお願いします。

○西村産業課長 すいません、3月まで国保やっていたので。3月議会の条例改正で、まず、資産割をなくして3方式に変えましたと。その資産割が減少する分を所得割の率を上げることによってその分をもらいますので、所得のある方は、必然的に率が上がることによって上がるということになります。

今回ののは、これはもう全国の話なので、限度額が変わるというのは。それによる、今、望月課長は説明をしたんだと思います。3方式に変わることによってこれはもう、西澤議員が言っておられる県下統一に向けた、うちが滋賀県で甲良町だけが資産割をもらっていたので、それを3方式に変えることによって、滋賀県内全て3方式になりますと。そこから、標準税額が毎年示されるんやけど、乖離がかなり、全自治体あるという状況です。

以上です。

○丸山議長 すいません、これで西澤議員お願いします。すいません。

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

9番西澤議員。

○西澤議員 いずれにしても、増税、統一化の流れに沿うようにというので3方式に変えて、その準備が始まっているというように理解をします。その点でも、容認できませんので反対とさせていただきます。

○丸山議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第33号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立多数です。

よって議案第33号は可決されました。

次に、日程第8 議案第34号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第34号 甲良町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

令和6年6月6日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案理由の説明を求めます。

企画監理課長。

○山崎企画監理課長 それでは、議案第34号 甲良町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてご説明させていただきます。

次のページをお願いいたします。

本条例の改正は、番号利用法の改正に伴います、所要の改正でございます。

第1条及び第5条第1項につきましては、法第19条第10号を11号に改めるものです。

第2条に次の5号を加える。6号、個人番号利用事務、法第2条第10項に規定する個人番号利用事務をいう。7号、個人番号利用事務実施者、法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。8号、情報提供ネットワークシステム、法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。9号、特定個人番号利用事務、法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。10号、利用特定個人情報、法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。

第4条第1項中「法別表第2の第2欄に掲げる町の執行機関が行う同表の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第3項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項ただし書中「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

別表第1中、次ページになります、「不妊治療を受けた夫婦の治療に要する費用の補助に関する事務であって規則で定めるもの」を削除し、表をこのよう

に改めるものでございます。

附則、この条例は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行するです。

以上、よろしく申し上げます。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

9番西澤議員。

○西澤議員 3点お尋ねします。1つはマイナンバーカードの発行数と、それからパーセンテージ。

それから、全国の統計はどのような状況になっているのでしょうか。これが2つ目です。

3つ目は、マイナ保険証の利用率、これは毎月発表されていますけれども、状況はどうでしょうか、よろしく申し上げます。

○丸山議長 住民人権課長。

○宮川住民人権課長 甲良町の交付枚数ですが、これは5月19日時点でございますが、4,979発行しております。

それで、ちょっと全国的な部分につきまして、私は持っておりませんので、また、後ほど。

それと、あと全国的な保険証の登録率、マイナ保険証とされている方の全国的な部分については、ちょっと手元では1月末時点のものになるんですが、今のところ、77.9%が全国的なものになっております。

今、時点でのデータとしては、私持ち合わせているものにつきましては、以上でございます。

○丸山議長 9番西澤議員。

○西澤議員 全国では、発表がされているのが、約7,254万8,000人というように発表されています。これ、マスコミ報道です。それから全人口の約60%だということになっています。そして、マイナ保険証、利用率を言っているんです。マイナ保険証に登録をしている方ではなくて、その利用率を聞いているんですけれども、これ、町としては、掌握してないですか。

○丸山議長 住民人権課長。

○宮川住民人権課長 利用率につきましては、今、手元資料ではございませんので申し訳ございません。

○丸山議長 これ、課長、下行ったらあるの、持っているの。

住民人権課長。

○宮川住民人権課長 もし分かるのであれば、国保の連合会ですとかそちらの方に問い合わせるとその部分については、分かる範囲であると考えております。

○丸山議長 産業課長。

○西村産業課長 国民健康保険のマイナ保険証という形での利用率は、国保連合会で分かります。それから、あと後期高齢者の分は分かります。その代わり社会保険とか、その他の保険については、ちょっと把握しがたいと思います。以上です。

○丸山議長 ほかにありませんか。
9番西澤議員。

○西澤議員 これも報道ですけれども、4月の時点で、6.56%というようになっています。これ、間違いがないかどうか確認をしていただいたら結構です。

○丸山議長 産業課長。

○西村産業課長 これもまた新聞報道ですが、国家公務員の方の利用率が非常に悪いという、もう4%、5%という、そういうのは以前報道されたというのは聞いております。また、連合会の関係でしたらまた、報告はされると思いますので、よろしくをお願いします。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。
討論はありませんか。

9番西澤議員。

○西澤議員 マイナ保険証への切替え、ペーパーの保険証が廃止されるという、法律の施行が、12月2日実施を控えます。カードリーダー、医療機関でのカードリーダーによるマイナ保険証の読み取りに対するトラブルが、収まる機会がありません。他人の情報が出てきたり、いろいろとトラブルが発生をしております。国民の信頼が得られていないというのが実態だというように思います。個人情報漏えいをしたり、特定の企業に提供されるおそれも排除されていません。それで、その点でも、マイナカードの利用を拡大するという前提で取り組まれている内容は容認できないというふうに、表明をさせていただきます。

○丸山議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第34号を採決します。

お諮りします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立多数です。

よって議案第34号は可決されました。

次に、日程第9 議案第35号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第35号 甲良町改良住宅の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

令和6年6月6日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○村岸建設水道課長 それでは、議案書の方をお願いいたします。

甲良町改良住宅の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例の説明を申し上げます。

改良住宅の用途廃止に伴い、管理条例から、横田団地5号、大字呉竹横田212番地12、昭和49年度建設の昭和50年度竣工の準耐火構造二階建て1棟2戸、家賃4,600円、作業場付のものと、横田団地、同様の6号につきまして、廃止に伴う削除を行うものでございます。

どうかよろしくをお願いいたします。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありますか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第35号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって議案第35号は可決されました。

次に、日程第10 議案第36号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第36号 令和6年度甲良町一般会計補正予算第2号。
上記の議案を提出する。

令和6年6月6日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○中村総務課長 議案第36号 令和6年度甲良町一般会計補正予算（第2号）でございます。

表紙の裏面をお願いいたします。

令和6年度甲良町一般会計補正予算（第2号）でございます。歳入歳出それぞれ4,112万円を追加し、歳入歳出それぞれ42億3,535万4,000円とするものでございます。

続きまして、1ページをお願いします。

補正額のみを読ませてもらいます。歳入でございます。

14款1項 国庫負担金365万円。2項 国庫補助金1,225万3,000円。15款1項 県負担金182万5,000円。2項 県補助金15万円。16款1項 財産運用収入13万5,000円。18款2項 基金繰入金3,150万7,000円 20款5項 雑入840万円の減。

歳入合計でございます、補正額4,112万円でございます。

続きまして、2ページをお願いいたします。歳出でございます。

2款1項 総務管理費672万4,000円の減、3項 戸籍住民基本台帳費163万3,000円。3款1項 社会福祉費3,012万円、2項 児童福祉費381万4,000円。4款1項 保健衛生費942万4,000円、2項 清掃費118万6,000円。6款1項 農業費142万7,000円。9款1項 消防費9万円。10款1項 教育総務費15万円。

歳出合計は歳入合計と同額でございます。

以上でございます。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

9番西澤議員。

○西澤議員 6ページですけれども、障害者医療費負担金、これが増額に、182万5,000円増額になっています。これ、当事者団体が各市町に請願も出していただいて、甲良町では全会一致で可決をしました。県にも要請がされたというように聞いています。そういう状況、つまり、当事者の切実な思いを届けてもらっていて、そういうことが反映して増額になった。つまり、精神障害者の医療費が拡充になったというように報道もされています。それに伴うものかどうかをお尋ねします。確認します。

2つ目は、同じ6ページのコミュニティの助成金、これに入でも出でも減額になっているわけですが、全協で8件が申請をして4件認められただけというようになっています。その8件のうちの4件、どこの字でどんな内容だと採用されなかった、内容ではない、人数、件数だというように聞いていますけれども、そういう状況をお知らせください。

それから、次の8ページですが、予防接種の委託についても、全協で質疑がありました。これも、当初の計画、当初の接種の金額3,260円から1万1,600円というように増額になった分をそのまま町の負担と自己負担の導入でやろうというわけですが、2,000円というふうに聞いています。その予防接種の対象の人数と、それから私が聞いた内容で間違いがないかどうか、確認よろしくをお願いします。

○丸山議長 保健福祉課長。

○丸澤保健福祉課長 1つ目の、6ページの障害者医療費負担金についてご説明いたします。

今回補正でお願いする障害者医療費については、身体障害者の厚生医療という制度でございます。この制度の概略を少し説明します。この制度は自己負担1割で対象の医療を受けられるものです。その経費の負担は、通常の医療費10割に対して健康保険が7割、厚生医療、この身体障害者の医療費が2割、本人が1割負担で医療を受けられる制度です。

ところが、今回この対象の方が生活保護に加入したことによって、一般的な健康保険等々の対象ではなくなります。この場合は各制度の負担割合が変わります。医療費10割に対して国が半分、県が4分の1、市町村が4分の1というふうに負担割合が変わります。このため、市町村の負担が増えますから、その分を補正したということになっております。

以上です。

○丸山議長 企画監理課長。

○山崎企画監理課長 ごめんなさい、7ページ、コミュニティ助成事業補助金につきまして、すいません。採択されたところ、不採択だったところ……。

(発言する者あり)

○山崎企画監理課長 両方、はい。8団体、全協で説明させていただきました8団体の申請で4団体が採択をされたというところで、採択をされました4団体は、小川原さん、遊具の更新です。長寺東さん、草刈り機の購入です。法養寺さん、防災設備。あと町の消防団となっております。残念ながら不採択となりましたのが、池寺区さん、公民館の備品整備事業、北落区さんの防災資機材の整備、在土区さん、可搬式ポンプの更新、呉竹区さんで、消防資機材の更新というところとなっております。

以上です。

○丸山議長 保健福祉課長。

○丸澤保健福祉課長 コロナワクチンのことについて説明いたします。

西澤議員のお見込みのとおりでございますが、念のためもう一度数字を申し上げます。65歳以上人数2,377人で、今回見込みを接種率おおむね30%で見込んでおりまして、結果714人分を算定しております。

以上です。

○丸山議長 よろしいですか。ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第11 議案第37号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第37号 令和6年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)。

上記の議案を提出する。

令和6年6月6日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案理由の説明を求めます。

住民人権課長。

○宮川住民人権課長 それでは、表紙裏面をご覧ください。

令和6年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)でございます。

歳入歳出予算、総額に歳入歳出それぞれ492万5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ9億2,228万1,000円とするものでございます。内容につきましては、第1表歳入歳出予算補正でご説明させていただきます。

それでは、1ページをご覧ください。

第1表歳入歳出予算補正。歳入。こちらにつきましては、款、項、補正額につきまして、読み上げさせていただきます。

3款1項 国庫補助金、補正額451万円。4款1項 県負担金5,000円。6款1項 他会計繰入金41万円。

補正額合計492万5,000円でございます。

2ページをご覧ください。歳出も同様に説明させていただきます。

1款1項 総務管理費、補正額492万5,000円。

よって歳入歳出合計額は同額でございます。

よろしくお願いいたします。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第12 議案第38号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第38号 令和6年度甲良町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)。

上記の議案を提出する。

令和6年6月6日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○丸澤保健福祉課長 甲良町介護保険事業特別会計補正予算書をご覧ください。1枚おめくりください。

令和6年度甲良町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ104万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億4,064万8,000円とする。歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正による。

次のページをご覧ください。

歳入について、第7款 繰入金、第1項 一般会計繰入金、補正額は104万円です。

1枚おめくりください。歳出です。

第1款 総務費、第1項 総務管理費、補正額は104万円で、システム改修に伴う補正でございます。

説明は以上です。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第13 同意第4号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 同意第4号 甲良町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

上記の議案を提出する。

令和6年6月6日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案理由の説明を求めます。

町長。

○寺本町長 甲良町固定資産評価審査委員会委員の選任につき、同意を求めることについて。

甲良町固定資産評価審査委員会委員のうち、1名が任期満了となるため、次の者を選任することにつき、地方税法（昭和25年、法律第226号）第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

住所は滋賀県犬上郡甲良町大字長寺270番地。

橋本和則様、生年月日は昭和25年1月4日です。

以上です。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより同意第4号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって同意第4号は同意されました。

次に、日程第14 意見書第1号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 意見書第1号 地方自治法の一部を改正する法律案の廃案を求める意見書（案）。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定に基づき、提出する。

令和6年6月6日。

甲良町議会議長、丸山恵二様。

提出者、甲良町議会議員西澤伸明。

○丸山議長 本案について、西澤議員から提案説明を求めます。

西澤議員。お願いします。

○西澤議員 それでは、文案を読み上げまして、提案説明をさせていただきます。

「地方自治法の一部を改正する法律案」の廃案を求める意見書（案）。

現在、国会で審議中の地方自治法の一部を改正する法律案は、政府が国民の安全に重大な影響を及ぼす事態と判断すれば、国の地方自治体に対して発動できる指示権を新たに導入するとしています。

日本国憲法は、戦前の中央集権的な体制のもとで、自治体が侵略戦争遂行の一翼を担わされたことへの反省から、独立の章を設けて、地方自治を明記し、自立した地方自治体と住民の政治参加の権利を保障しました。ところが、歴代自民党政府は、自治体の権限や財源を抑制し、1999年の地方分権一括法では、地方分権を掲げながら、機関委任事務を廃止し、法定受託事務とし、国の指示、代執行などの強力な関与を導入してきました。今回、創設されようとしている政府の指示権は、法定受託事務ばかりか、自治事務にまで国が自治体に指示できる仕組みを設けるものです。

災害やコロナを例示していますが、重大な事態の範囲は極めて曖昧で、時の政府の勝手な判断となる懸念が指摘されています。憲法が保障する地方自治を踏みにじり、地方自治体を国に従属させる、関係に変えるものであると言わざるを得ません。

今でさえ、各種の事業・補助制度、地方への予算の配分は、ほとんどが政府の手に握られていると言っても過言ではありません。いわゆる3割自治と呼ばれる所以です。

沖縄では、玉城デニー県知事が、公有水面埋立法に基づき、沖縄防衛局が提出した設計変更申請を不承認としたのに対して、自治の権利を剥奪し、代執行にまで踏み切り、民意も地方自治も無視し、名護市辺野古への米軍新基地建設を強行しています。

政府は、想定外の事態に対応するためと言いますが、新型コロナ対応では、全国の学校の一斉休校など、国の一律の指示が現場に混乱を持ち込みました。能登半島地震の発災から4カ月、依然として下水道は通らず、NHKでさえ、映らない地域があると聞きます。待たれているのは、頭ごなしの国の指示ではなく、被災自治体の要望に応えることです。国に求められていることをやらず、災害やコロナに乗じて、地方自治破壊の仕組みを導入するなど、断じて容認できません。

よって甲良町議会は、地方自治法の一部を改正する法律案の廃案を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和6年6月6日。

滋賀県犬上郡甲良町議会議長、丸山恵二。

提出先は、記入のとおりです。

続いて、審議としては、参議院に移りました。衆議院では、本会議でも可決になったわけですけれども、小さい自治体ほど苦しめられているのが、私たち身を呈して、感じています。当局の方も、それから町の職員の方も、何とかしたいと思っても小さな範囲、小さな財源で運営せざるを得ません。

例えば、コロナウイルスの中で、補助の制度を町が提出する、議会と相談したわけですけれども、それを提出しても、その制度に合わない。その範囲を超える、こういうことで切られたケースが何度もありました。そういう点でも、国の権限が大きくなる。

しかも、今現在でも3割自治、甲良の場合は3割を切っていると思いますけれども、2割台の自治になっているわけですけれども、財源もない。こういう中で、それぞれが頑張らせていただいています。町職員の方も、町長はじめ頑張る努力がされているわけですけれども、それをないがしろにするということになります。確かに、国の大きな枠組みをどうするのかという点でも、私たちの意見が必ず通るわけではありません。しかし、今現在審議されている、衆議院、参議院に対して、小さな町が、やめてほしい、異議ありという声を上げることは大変意義があるというように思います。

ある議員と、町外の議員ですけれども、しゃべっていましたら衆議院通ったのでもうええわという方もおられました。しかし、諦めは禁物だというふうに思います。その点でも、地方自治の本旨を守ることが大変大事だと思うんです。

地方分権はずっと、私も議会に入らせていただいてから地方分権の審査会が、何度も開かれてきました。その都度答申がされて、地方分権の制度改正がされて、前進面もありました。しかし、今回の改定を大幅に変わるものとなります。その点でも、ぜひとも、議員の皆さんの賛同をぜひお願いしまして、提案説明とさせていただきます。

そして、全国知事会、それから町村会、それから、甲良も参加をしていました、小さくても輝く自治体フォーラムというのに、甲良町も100自治体足らずだと思いますけれども、加入をしていた時期がありました。木城町で行われた第28回全国大会で、アピールが採択をされています。そのことにも含めて、ぜひご賛同をいただきたいと思います。提案説明とさせていただきます。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

8番木村修議員。

○木村修議員 1点お伺いしたいと思います。

今の説明の中で、衆議院が通って今参議院に送られているということは、おっしゃってくださいましたけど、衆議院で多分、賛成多数ということで通ったんだと思いますが、もしも、わかれば賛成多数の中身が分かれば教えていただきたいんですが。

○西澤議員 賛成をした政党、ないしは賛成の理由でしょうか。政党。

○木村修議員 数。

○西澤議員 数。反対したのは、立憲民主、それから、日本共産党、それからいわも反対をしています。それから、沖縄の風は参議院でしたね。あと無会派の、方が何人かが反対をされていますので、数字、それは、反対票、賛成票がどんだけかというのはちょっと掌握をしておりません。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

6番西川議員。

○西川議員 賛成討論します。

今、ここに文書の真ん中で3割自治とあるんですが、県職員の方からいろいろな話を聞いていますと、「西川さん、予算要望は県に来てもらかんよ」って。「もう直接国に行った方がいい、県には予算がない」というような話で、これが3割自治みたいな話になってくるんだと思うんですが、そういう意味からも、国の権限があまりにも強くなり過ぎているんじゃないかなど。

それと、戦闘機の話ですが、国会も口が出せないというようなことも言われていますし、そういう意味からもいきまして、これは、廃止の方向でいけばいいかなという思いで、賛成討論とします。

○丸山議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより意見書第1号を採決します。

お諮りします。

本意見書を関係機関に提出することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立多数です。

よって意見書第1号は可決されました。

ここで15分間休憩します。

(午前10時30分 休憩)

(午前10時45分 再開)

○丸山議長 次に、日程第15 一般質問を行います。

発言通告書が提出されていますので、これより許しますが、発言時間について申し上げます。諸般の都合により、本日の質問時間については、会議規則第56条第1項の規定により、1人40分以内とします。ただし、質問の途中であれば多少の延長も認めますので、質問者は時間が来れば、簡潔にまとめて質問してください。

なお、答弁する人も簡潔明瞭に答弁をお願いします。

それでは、8番木村修議員の一般質問を許します。

8番木村修議員。

○木村修議員 それでは、議長のお許しを得ましたので、早速、質問に入らせていただきたいと思います。通告書に従って進めていきたいと思いますが、ここ数週間で、この聞こうとしていた項目の中で、私は新聞紙上だけだったんですけど、二、三点、新しい報道がされたように思いますので、それは、通告書には載っていませんけれど、ひょっとしたら聞くかもしれないのでよろしくをお願いします。

そうしましたら、まず、1番、防災道の駅予定地及びその周辺についての質問をさせていただきたいと思います。

令和3年6月頃に防災道の駅は39駅だったということ覚えておるんですが、今はどうなっているかということを知りたいと思います。

○丸山議長 産業課長。

○西村産業課長 先にお手元に資料をお配りしましたとおり、令和3年6月に全国で39駅が指定されていることで、その後追加の方はございません。防災道の駅については、ちょっと、議員さん新人の方もおられますので、ちょっとこの時間をちょっとお借りして、全国で39カ所というのはこの図に載っているとおりです。次のページの方に、防災道の駅、そもそも道の駅とはという形で資料の方をつけさせていただきましたので、ステージごとに資料ができていますので、まず、道の駅とは、第1ステージということでこれは道路通過者の休憩ということで駐車場とトイレを管理したものを道の駅というふうにして利用していたのが始まりです。第2ステージになりまして、この真ん中のところ、道の駅自体が目的地ということで、せっかくいろんな方が来られるので、地域活性化施設を建てて、観光地として整備していこうというのが第2ステージ。せせらぎの里こうらでおきますと、直売所、そういったものを建設して、農作物の販売等をしていくことで、地域の活性化ができるということで、今回第3ステージということで、地方創生、観光加速する拠点の中で、そこの各道の駅における自由な発想と地元の熱意のもとで、観光や防災など、さらなる地方創

生に向けた取組と、官民の力を合わせて加速、また、道の駅同士や、民間企業、道路関係者等のつながりを面的に広げることによって、元気に稼ぐ地域経営の拠点として、地域づくりに貢献していくということで、今度は防災機能を強化した道の駅として整備していこうということで、国の方が、まずは全国で39カ所、選定したという状況でございます。

以上です。

○丸山議長 木村修議員。

○木村修議員 ありがとうございます。

39カ所ということで、以前と変わってないんだなというふうに思ったんですけど、令和の3年6月に、防災道の駅の資料がもらったことがあるんですが、そのときに、防災道の駅の優先度ということで書いてあるんですが、滋賀県において、西江州妹子の郷、妹子の郷というのが、現在、選ばれてないんやから駄目だったんだらうなと思うんですけど、妹子の郷については、もしも分かる部分があったら、説明お願いできますか。

○丸山議長 産業課長。

○西村産業課長 妹子の郷については、令和3年の選定のときに滋賀県として2駅が手を挙げたということで、その1つが妹子の郷ということです。妹子の郷については、国直轄の道の駅という、また別の位置づけがあります。既に施設につきましては、非常用発電等、防災機能を全て高められているということで、この選定、甲良町に決まったというのは、甲良町はそういった機能が今、未整備やということで、滋賀県としては甲良町を選定しようということで、滋賀県から推薦されたという状況で選定に至ったということになります。

○丸山議長 木村修議員。

○木村修議員 そうしましたら、次、本町の防災道の駅ということでの進捗は、どうでしょうか。

○丸山議長 産業課長。

○西村産業課長 何度も言いますが、6月に令和3年6月に選定されて以来、滋賀県と協議を重ねておったわけですが、現実今まだ未整備です。

まずは、BCPということで、業務継続計画、これをまず、ソフトとして計画を立てると。災害が起こってから、原状復旧するまでの動きとかを示したもの、道の駅、それから、まあ、道の駅です。その計画に基づいて、防災訓練を昨年、一昨年とやってきました。

協議の方は継続して続けておまして、この令和6年3月に、滋賀県との協議をしました、5年度最終。その中で、滋賀県の立場は、道路管理者、国道307号線の管理者。甲良町は、道の駅の設置者という立場で、それぞれお互いが役割を果たす部分というところの分担分けを示した、調整できたというところ

ろで、今、まず、防災道の駅の必須項目のうち、滋賀県の負担となったものが、防災倉庫の整備、それから、貯水槽の整備ということで、防災トイレ用の水をためる設備としてトイレの前に埋設する。それから、防災トイレの整備、くみ取り式。それから、非常用発電設備の整備ということで、発電機を確保すると。

道の駅の駐車場、先ほど言いました道の駅は県が用地の取得者、駐車場とトイレ、これは滋賀県の所有で甲良町が管理しているというところで、滋賀県としてできることは、それは道路施設として何ができるかというところで、今、示しました防災倉庫、また、トイレ等の整備をしていただくと。

もう1点、駐車場の確保ということで、防災道の駅の選定条件の中に、2,500平米以上の駐車場を確保できることということで、ヘリポートとしても活用できますし、防災道の駅というのは、災害が起こった後、自衛隊、警察、消防の活動拠点になるという意味で、ちょっと大事なことを言うのを忘れて申し訳ないです。それで、駐車場の確保という点で、新たに駐車場を確保するのではなく滋賀県としては、今現状の駐車場の南に大型トラックが止まっています芝広場と307の間、あの駐車場は、あれは町が整備したものです。この町の駐車場を何とか県の駐車場として買上げたいと、買上げようという話を今しているところです。

あと甲良町の負担につきましては、直売所、観光案内所、食堂をやっておりますが、管理という部分で、非常用発電設備の整備ということで、発電機の方を確保するというのを、やるということになります。この発電機の確保につきましては、今、進めているのが、企業版ふるさと納税の制度がありまして、一般的に、ふるさと納税は個人がするものなのですが、企業も、企業としてふるさと納税として、市町を応援することで、寄付することによって法人税の減税ができるというものでございます。これは現金のみならず、物として寄付も可能やという、そういう制度がありまして、地方の銀行の方とがお見えになられて今、物納制度の企業版ふるさと納税、こういったものを今、可能かどうかというところで、甲良町としては、今発電機を何とか、ふるさと納税の物納として寄付していただけないかという話を今進めているところでございます。

それからあと通信設備の整備ということが条件になっておりまして、これは衛星携帯電話を確保しておく。衛星携帯電話は、通常の携帯電話は使用できなくても、衛星携帯電話を持つことによって通信が可能になると。こちらにつきましては、現在滋賀県の防災危機管理室の方で保有しておりますので、それを参考にインマルサット衛星携帯電話という物を今、使っているということなので、そういったものを配備していくということを考えております。

それからあと、貯水槽の整備、これも甲良町で負担するというところでございますが、災害時の飲料水の確保をどうやってやるか、今ちょっとこれが、施設

として建てないといけないのか。また、ペットボトルの災害用の水として確保しておくので対応可能なのかというところの協議を今しているところでございます。

以上です。

○丸山議長 木村修議員。

○木村修議員 ありがとうございます。

そうしましたら、今ちょっと、駐車場の関係のことも答弁の中に入っておったんですが、3番、4番、5番とまとめてお尋ねしたいと。再度になるかもしれませんが、ちょっとお願いしたいと思います。

ドッグランということを、ドッグランをパシフィックコンサルタントさんが考えて、いわゆる甲良町の許可の下、整備されて、本当に、土日・祭日なんていうのはもうよく見るんですが、ほんまに駐車場がないというようなところで沢山来ておられます。それに関して、駐車スペースがごつつ少ないように思うし、それから駐車スペースの増設というのは考えられないかということと、聞くところによりますと、今現在、駐車場になっている部分は余裕を持ってつくってあるから、もうぱっと見やけど、数十台、もうちょっと止められるんちゃうかというような話が聞こえてきましたので、それに関して3番、4番、5番まとめてお願いできますか。

○丸山議長 産業課長。

○西村産業課長 まず、3番のドッグランの効果によりましてスペースが少ないよというところが、議員ご指摘のとおりで、現在、駐車可能台数が94台です。うち、普通車72台、大型車15台、身障者用が7台ということになっております。ドッグランの利用者によりまして、駐車場は全く足りないというのは、私の方も聞いております。大型駐車場のところに止めたりされている現状ですので、大型車のドライバーからの苦情の電話もきていることを聞いております。

それから、駐車場スペースの増設は考えられないか、ラインの引き直しということですが、2年前に、道の駅直売所の前の方の駐車場、県の駐車場ですが、大型駐車場を止められるスペースがございまして、そこを普通車用にラインを引き直しました。これで普通車10台ぐらいは止められるようになったんですが、全く効果がないという現状です。全体の引き直しというところについては、1台当たりのスペースを小さくするという意味かと思いますが、一応基準どおりの幅で設置しておりますので、余裕があるという話ではございますが、現在のところ考えておりません。また、余裕がつくってあるという話になるんですが、一応普通車の幅は現在、幅2.7メートルが基準と聞いておりまして、実際道の駅の駐車場の幅が2.7メートルです。以前は2.5メー

トルという規格であったんが、増えたということで、そのとおり規格どおりの駐車場幅ということになっております。

余談ですが、ちなみに役場の駐車場は2.4メートルの幅ということになります。2.7メートルは確かに、ちょっと余裕があります。

5番までですよ。

○丸山議長 木村修議員。

○木村修議員 分かりました。そうしますと、私の望みは、引き直したらもう少し、数十台止められるんじゃないかというふうに思いましたので、ちょっと質問させていただきましたが、引き直しを今はやらないというようなことですが、今、大型の駐車場の前に調整池、いわゆるドッグランのぎりぎりのところで、駐車されておられる、要は言ってみりゃ、白線が引いてないところに止められておられるように思います。それでも、大型車は止めてはるので、邪魔にはならんやろなと思うんですが、今、白線を引いていない、調整池のぎりぎりのところにもラインは引かないという思いがありますか。

○丸山議長 産業課長。

○西村産業課長 大型駐車場の前の、当然有効区間を考えて整備されておりますので、そこにラインを引いて駐車場を設けることは考えておりません。

○丸山議長 木村修議員。

○木村修議員 分かりました。

そうしますと、6番の質問なんですが、今、県の事業で、道の駅の北側の部分を歩道が新設されております。昨日辺り、アスファルトを引いてほぼ完成じゃないかと思うんですが、そこでこの質問をさせてもらっていた時には、まだその歩道はどうなるか分からんような状態だったんですが、今現実、出来上がったのを見ますと、2車線とは言いませぬけど、ごつつう広い歩道をつくられました。どういう意味があるのか知らないけど、その何か聞いておられることがあったら、ちょっとコメントをいただきたいのと、西側、道の駅の西側の方で、ドッグランがやってはるところら辺は、歩道らしいものがあるんですが、それ以降、北のどこまでは何かあやふやな歩道に見えます。それに関して、見解をお願いしたいと思います。

○丸山議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 すいません、幅広く、西側の町道との境界ということで、思われるかもしれませんが、歩道でございます。歩道と道の駅との境界は見切り石で、全て境界ができるようになっておりまして、一般的にその中を車で走っていただきますと道交法違反になりますので、基本は歩道の方でやっていきたいと、見切り石より東側は道の駅の敷地になりますので、かき上げをしていただいて、面積を広くしていただくということは可能ではございます。

○丸山議長 木村修議員。

○木村修議員 ごめんなさい。それでは西側の部分は。

○丸山議長 産業課長。

○西村産業課長 西側の方は、道の駅敷地部分になっておりますが、余地ということで余り地ですね。何の目的か、目的はありません。といいますのは、当初の道の駅整備計画でその余地の部分に散策水路、水路を整備して、ここを歩けるようにという目的で、その部分を確保しているということでしたが、その当時の首長さんが交代されて、方針が変わったということで、直売所、メインの方の規模もそうですが、小規模にされたということと合わせて水路はもうやめるということになりましたので、舗装した状態で現在の状況ということになっております。

○丸山議長 木村修議員。

○木村修議員 それは分かるんですが、例えばこの間、ちょうど通ったときに、どういの、歩道、歩道でいいのかな、歩道にしては広い、広い歩道になるんですが、そこへ道の駅関係者の車を斜めに、斜めにしたら前後の幅が少なくなるからということなんです、そこに駐車もされておったように思うんですが、そのこのとこ、十分利用できるんじゃないかというふうに思います。駐車場のスペースが足りないようにずっとさっきからしゃべっておりますが、その部分は、何かしようかなというような計画か何かありますか。

○丸山議長 産業課長。

○西村産業課長 以前にも道の駅の方の駅長さんから、駐車場が、職員駐車場は隅っこにあるんですけど、そこが、お客さんが止めてしまわれるということで職員の駐車場が止められない状況を聞いておりました。観光案内所の横の出荷者駐車場、直売所の裏ですね、そこも出荷者用ですが、一般の方も止められているということで、今、言いました余地の部分駐車場にという話は、もう以前から聞いております。ただ、場所が空いているからというのではなく、歩道が隣にありますので、その進入とか考えたときに、危険ではないのかというところをちょっとまた、引き続き要望されているので、うちの建設水道課長とも協議しながら、活用ができないかは考えていきたいと思っております。

○丸山議長 木村修議員。

○木村修議員 分かりました。ひとつよろしく願いしておきたいと思っております。

それでは、次の項目に移らせていただきたいと思っております。2番目、第4次甲良町総合計画、以前は、まち・ひと・しごと創生総合戦略というような名称があったと思っておりますが、現在の総合計画の進捗をお聞きしたいと思っております。

○丸山議長 企画監理課長。

○山崎企画監理課長 計画では、5つの基本目標ごとに、めざすべき政策と成

果指標を定め、P D C Aサイクルに基づく業務改善を図ることとしており、令和4年度ですが、4年度末に、成果進捗状況について各課の取りまとめを行っております。36個の成果指標のうち、21個、約6割が期待どおり、おおむね期待どおりの成果を上げているという結果であり、今後も引き続き、全課、全職員一丸となって、成果指標の達成に向け、取組を進めていきたいと考えております。

○丸山議長 木村修議員。

○木村修議員 分かりました。ありがとうございます。

そうしましたら2番目、以前、先ほど言いました、まち・ひと・しごと創生総合戦略ということが立ち上がったときに、確か町内で、二十数名の委員さんがおられたように思うんですが、今現在はどうなっておりますか。

○丸山議長 企画監理課長。

○山崎企画監理課長 総合戦略推進委員会の委員数は15名でして、令和2年の5月から令和7年3月、今年度いっぱいまで任期がございまして、現在もその状況となっております。

○丸山議長 木村修議員。

○木村修議員 次に関係するんですが、日本創成会議とか人口戦略会議とかいうのになった経緯を次に聞くんですけど、今の委員さんは、15名は変わらずということで理解してればいいんですか。3番の答弁とともにお願いしたいと思います。

○丸山議長 企画監理課長。

○山崎企画監理課長 町の総合戦略の推進委員会の委員は15名で現在変わりなくというところでした、3番の日本創成会議と人口戦略会議、このちょっと関連性については分かりかねますけれども、2011年に発足した日本創成会議は、2016年に活動を休止しているというところです。

○丸山議長 木村修議員。

○木村修議員 分かりました。ありがとうございます。

そうしましたら、次、4番になりますが、以前2040年の頃には、甲良町の人口が、今いわゆる全国的なものですけど、人口が減っていくということがうたわれて、でも、2040年頃には、甲良町の人口は5,000人以上は維持したいというようなことを言われておったように思うんですが、見解は。

○丸山議長 企画監理課長。

○山崎企画監理課長 現在も、この第4次甲良町総合計画において将来人口の展望を2040年、5,006人としていることに変わりはありません。

○丸山議長 木村修議員。

○木村修議員 えらい細かい5,006人、言われましたか。

○丸山議長 はい、5,006人。

○木村修議員 何か私が思うのには、もちろん難しい問題ではあるんですが、その会議の中で、妙案か何かがあるんかいなというふうに、常々思っていますが、会議の中で、どのようにしたら、いわゆるその5,006人ですかを維持できるかなというような議論はありますか、ありませんか。

○丸山議長 企画監理課長。

○山崎企画監理課長 総合計画の中に重点プロジェクトということで、計画を立てております。4つの重点プロジェクトを立てておりまして、若い世代の定住、移住につながる、魅力的な雇用を創出する。新しい人の流れをつくるために、魅力ある住環境を整備、発信する。希望をかなえる結婚、出産、子育て支援と教育の充実。時代に合った自治を進め、便利で居心地のよい暮らしを推進する。この4つが重点プロジェクトとして総合計画の方にうたっております。

○丸山議長 木村修議員。

○木村修議員 分かりました。

それでは、次、5番に移りたいと思います。

皆さんご存じのように、全国の対象自治体の4割が、744自治体ということを経済新聞紙上に載っておりましたが、744自治体が消滅可能性があるというようなことを言われました。県内においては、本町と高島市が分類されたように思っておりますが、何か、コメントは、見解ありますか。

○丸山議長 企画監理課長。

○山崎企画監理課長 10年前にも、社人研ですか、国立社会保障人権問題研究所、及び日本創成会議の急激な人口減少の推計を受けまして、本町では2040年の人口を先ほど申し上げた5,006人維持をめざすということで目標に掲げ、今、申し上げました4つの重点プロジェクトを掲げ、行政運営を図ってきたところでございます。今回の発表も真摯に受け止めまして、今後も総合計画にのっとり、着実に取り組んでいきたいと考えております。

○丸山議長 木村修議員。

○木村修議員 ありがとうございます。

新聞には熊谷副町長の談話も載っておりましたので、読ませていただいていたところでございますが、私、思うのに本当に、民間ということではございますが、本当に町民は、本町のいろんな事情を知ってか知らずか、多分知らんと思います。こんな消滅可能性がどうのこうのというような文言は、私は本当に頭にきたという、町民をばかにしてんじゃないかというようなふうに思っております。私だけかもしれません。

それと、ついですが、744自治体が消滅可能性が云々というふうに言われておりますが、その中でも本当に、特に深刻な地域があるようでございます。

23市町村が何か特別に、新聞に載っておりましたが、その中には、甲良町は入っておらなかったで、ひとつ安心は、安心じゃないですけど、胸をなでおろした部分があるんですが、10年前は、日本創成会議のときは、全国で896自治体が消滅するんじゃないかというふうなふうに、まず、言われました。そのときには、隣の多賀町も入っておったように思いますが、今回、人口戦略会議では、744自治体というふうに減って、それはもちろんうれしいことで減ったんですけど、多賀町の名前は消えておりました。残ったのは、こちら辺近辺では甲良町だけのごさいましたので、本当に、さっきも申しましたけど、町民をばかにしたようなことじゃないかというふうに私は思っております。ありがとうございます。

そしたら次、3番目に移りたいと思います。役場前の交差点の改良のことに關して、また、お聞きしたいと思います。過去に二、三回質問があったように記憶しておるんですが、残っておる南側の右折だまりの進捗は、どうなっておりますか。

○丸山議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 現在ですけれども、用地取得に向けて県が交渉の方を協議しておられましたけれども、非常に協議が長引いていて現在完了時期は未定でございます。

○丸山議長 木村修議員。

○木村修議員 これは分かりました。

2番に移ります。以前にも聞いたように思いますが、この事業の、この事業の出発点。私の記憶によりますと、本当に数十年前、もう40年近くなるんじゃないかというふうに思っておりますが、そのときのことを再度聞きたいと思えます。要は、この交差点改良をしてほしい、しようというような案が出たのは、地区から言われたのか、町が考えたのか、県がやりましょうというふうに言われたのか、この2番の設問ですが、どうでしょう。

○丸山議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 事業主体ということの捉え方でお答えをさせていただきます。

まず、一番最初にどうしても道路の方が渋滞をするということで、町の方から渋滞解消の方の道路改良をお願いしているところでございます。そういった中で、手法その辺りについて、県の方が、県道ですので、検討なされまして、県が事業主体となって、県事業の道路事業のアクションプログラムという計画にも位置づけをちゃんとなされて、県事業として取り組まれているというのが現状でございます。

○丸山議長 木村修議員。

○木村修議員 ありがとうございます。

ここに、いわゆる具体、皆さんご存じだと思いますが、法養寺地区というのが出てこなかったんですが、法養寺地区は、そのときには、何か言っておられた、課長自身も、かなり前の話やから、入庁されておられたかどうかまで、ちょっと思うんですが、何か、地区の方が言われておったのかどうかは分かりませんか。

○丸山議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 今現在、県の方が協議しているのは、甲良神社の方の検討委員会、法養寺地区から、その方の4名の方は、そんなお話は聞いたことないというようなお話もありますけれども、甲良神社自体につきましては、道路改良で一度、改良で工事が入っております、県道で。その続いてというような形で、また、今回の道路改良というような形でございますので、そういったお話については、渋滞解消してくださいという地元の方もいらっしゃいましたし、ただ、法養寺から言うた覚えがないとかそういったお話もありますので、その辺りについては、お答えすることが不明でございますので、よろしく願います。

○丸山議長 木村修議員。

○木村修議員 そうしましたら、先ほどから答弁もらっています、3番なんです、聞くところによりますと、今もう令和6年に入ってしまって、今6月、要は4月、5月が済んだわけですが、昨年、5年度でも、県との話し合いは1回しかなかったようなことを言われておるんですが、そこには町も関係して、もちろん会議には出ておられるかと思うんですが、今の3者の協議の進捗は、もしも分かればお願いしたいと思います。

○丸山議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 昨年6月9日に豊後守記念館にて県の方から調整をということで、地区の方を対象にお話の方をさせていただいたという経緯がございます。その後、なかなか意見の方がまとまらなくて、町と法養寺の中の代表の方と10月16日にこちらの方の甲良町公民館の方で協議をいただいて、こちらの方で、地区の方から、もう地元の甲良神社、道路拡幅に伴う地元の意見集約というような形のご意見をいただきました。その件につきまして、滋賀県と複数回お話の方はさせていただいておりますけれども、なかなかいただいたご意見の方と、県の方も公的事業として保障できる部分が限られておりますので、その辺りで、なかなか事業が進んでいかないということで町といたしましても、引き続き協議の方を滋賀県にお願いしているところでございます。

○丸山議長 木村修議員。

○木村修議員 ありがとうございます。分かりました。

それでは、次、4番に移るんですが、過去に、過去にというよりも、近年、近いところでいくと、そのこの県道の、これは甲良から外れて、出町の信号、あるいは8号線の信号なんかは、今の形になるまでに何年か要したように思います。また、過去を考えてみると、あっちゃこっちゃで、何でこんなところで、何というのかな、道が途切れとんやみたいなことを自分自身が感じたことが多々あったんですが、今、考えますのに、何というのかな、私自身の考えですが、それがいわゆるやり方じゃないかというふうに思ってしまうので、だから今の状況のままでは、地区の方々が悪者にされているように思う。悪者にされてしまうように思いますのが、町はどういうふうに思われますか。

○丸山議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 先ほど申し上げたとおり、今現在、地区からのご要望でございます保障と、それ以外のプラスアルファなど、様々な課題が用地買収については、残っております。そういった中で、事業の方が長期化しているというような見解でございますので、木村議員がおっしゃるとおり、悪者というような見解というような形は思っておりません。あくまで交渉の方をスムーズにいくようにちょっと時間がかかっているというような認識でございます。

○丸山議長 木村修議員。

○木村修議員 もちろん正式ではないんですが、うわさ話とでは、うわさ話でいいかなというので、ここのいわゆる法養寺さんの神社の拡幅に関して、土地がかかったり、もちろん、鳥居は動かさなあかんというようなことは分かっておる状況なんです、それに対して、5,000万というような数字がちょっと聞いてしまったことがあるんですが、ある方は、5,000万はその隣の家のことやろうと、今空き家になっておる家が1軒残っておるんですが、その部分の話じゃないかというようなことをちょっとうわさ話聞いたことがあるんですが、そんな5,000万というのは、数字は聞いたことございますか。

○丸山議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 5,000万、約それぐらいというお話は聞いたことございます。隣の家というより、用地買収にかかる面積、土地の取得費用とは別ですけれども、そういった形で鳥居の移設とか、そういった形の部分について県の方が補償で算出した経費と、樹木とかそういった部分の補償とか全てを計算されております。その金額が、なかなか地元で納得いただけていかどうかというような部分でなかなか進んでいないというのが実情でございますので、5,000万が正式な金額というわけじゃなくて、大体それぐらいだろうというような形で伺ってはおります。

○丸山議長 木村修議員。

○木村修議員 そうですか。聞いておられましたか。私もそういう話を聞いて、

だから、要は土地の買収と鳥居の移設、社務所の移設、先ほど言うておりましたお祭りに関して、神社の敷地が減るわけでございますが、それに伴う、いわゆる困った問題だというふうにとらまえておられますので、5,000万がそこそこなんかというふうには僕は思うんですけど、地元の方に聞いていますと、全然足らんというような話がありますので、だから、そのいわゆる折衷がなかなか難しいんだなというふうに思っていますが、要は、ちょっと言葉が悪くてあれなのは申し訳ないけど、悪者にされるようなことにならないように、本当に、早く交差点改良をできるように、町も間に立って大変でございましょうが、県から、なかなか会議しますよみたいなことがあればいいんですけど、なかなかないように思いますし、区は、地区は地区で、何も言うてきよらへんのやったらほっとけと、そのままだもええやんけというような話もされておられる方がありましたので、その間に立った町が、何とか話を進めていっていただきたいというふうに思います。

その次、5番なんですけど、本町でも職員の異動は毎年毎年ありますね。今回この6年度に、建設課長は、村岸課長は異動がなかったんで、ここ数年の動きは分かっておられるかと思うんですけど、県において、異動が、やはり異動があるというような、もちろんつきものだと思いますが、この案件に関して、どうも聞いておりますと、引継ぎがスムーズに行われていないというようなことを地元の方はおっしゃっていたんですけど、人物が変わって行って、簡単に言うと、そこその年齢の方やったら、話が分かってもらえる部分があるしというようなことがあるんですけど、昨今の若い方に変わってしまうと、若い方は間違いではないんですけど、規約どおりにお話を進めていくというようなことがあろうかと思うんですけど、そここのところで、ちょっと突き当たるというようなことを聞いておられますんですけど、見解はありますか。

○丸山議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 すいません。町といたしましても、事業が難航しているということで、県の方にも継続の方をお願いしたいというようなお話をさせていただいております。県の方の担当者につきましては、ちゃんと引継ぎはされております。記録についても今お話をいただいたことも全て把握しておりますので、県としては、事業を進める、どうしても県の基準がございまして、それを超えてするということはなかなか難しいということがございまして、ただ地元の方も、言うてることが1つでも欠けるようでしたらもう何もお話には乗る必要はないということで、言うてくれるなというふうなお話も、双方がなかなか難しいということで町としてもそのかけ渡しをさせていただくのに、努力の方を両方とも合わせながら、努力はしていきたいと思っております。

○丸山議長 木村修議員。

○木村修議員 よろしく願いしておきます。

それでは、次の項目に移らせていただきたいと思います。まとめて書いてしまって申し訳なかったんですけど、介護保険、国民健康保険についてお尋ねしたいと思います。

まず、1番目、介護あるいは国民保険の対象者は何人で何世帯かというのを知りたいと思います。

○丸山議長 保健福祉課長。

○丸澤保健福祉課長 まず、介護保険の対象者人数からお答えします。令和6年4月30日現在で、第1号被保険者が2,292名、40歳から64歳までの第2号被保険者は2,080人です。介護保険は個人加入ですから、世帯という発想はございませんので調査しておりません。

以上です。

○丸山議長 住民人権課長。

○宮川住民人権課長 5月1日現在ですが、1,591人が保険者数で、世帯数は968世帯となっております。

○丸山議長 木村修議員。

○木村修議員 分かりました。ありがとうございました。

次に、2番目ですけど、3月の全協だったと思うんですが、介護保険に関して委託業者の説明を受けました。それは覚えておるんですが、そのときに、他市町との比較というのはなかったんじゃないかというふうに思っておりますが、だからその時には、7,200円になるというようなことは聞いておりましたし、私自身は、介護保険が、介護保険だけじゃないですけど、もちろん、上がることはあまりうれしくはないですけど、必要に応じて、仕方ない部分があるなというふうには理解をしておりますので、ですが、7,200円というのが、甲良と、甲良が1番、2番ということは以前から聞いておったんですが、後で、業者さん、委託業者さんが、言われた、言ってくださった後で、分かったことなんですが、7,000円台というのは、甲良町だけでした。これはちょっとあんまりよろしくないな、うれしくないなというふうに思いましたので、聞きたいわけですけど、7,200円になってしまったわけですけど、これに関して、課は甲良町だけが7,000円台になってしまったということが、知っておられたのかどうか分かりませんが、何か見解がありましたら。

○丸山議長 保健福祉課長。

○丸澤保健福祉課長 県下の保険料の平均は6,147円ということは現在承知しており、それに比べると高い水準であるなという認識は持っております。ただし、保険料の算定というのは、必要な金額を計算によって求めるという手続でございまして、相対的な他市町との比較というのは後日判明するようなも

のと理解しております。これについてですけれども、他市町との比較というところで本町の介護給付等々事業を検討するということは今のところは考えておりません。本町に必要な事業をしようというふうに考えております。

特に、今、町民の疾病、病気等、健康診断の結果などと介護保険の給付状況という関連性をちょっと調べておりまして、現在分かっていることを少し紹介します。介護認定者の有病状況、どんな病気があるかというのを見ますと、高血圧と心臓病の治療中の方が多くいらっしゃいます。当然ですけれども、高血圧や心臓病になりますと、重症化したときに、血管の詰まりであるとか、血管の治療でありますとか、こういったことで重症化し、要介護状態になるということは容易に想像できることかなと思います。

もう皆さんご承知のとおりこのような病気は、いわゆる生活習慣病と、言われるもので、すぐによくなるということではありません。ですから、将来的な介護給付の抑制に努めるためにも、本町においては、健康診断等々の結果に基づき、生活習慣病の改善をめざしていきたいと考えております。特にちょっとごめんなさい、非常に言いづらいところなんですけれども、内臓脂肪が蓄積すると、血圧が上がり、血管が炎症を起こし、血管が固くなるということで、固くなると当然水圧と一緒に上がってしまいます。この辺を予防しないといけないのと、こっち、もっと言いづらいんですけれども、特に男性においては、健康診査の2人に1人がメタボということが現在分かっております。ですから、この辺りに、これからの甲良町は、特に目を向けて事業を進めたいと思います。

ただし、1つ、保健師にちょっと聞き取りをしていたんですけれども、1つちょっと実は困っているというような訴えがありました。何に困っているかといいますと、ちょっとメタボぎみだから、保健指導来てくださいと、保健師が一生懸命呼びかけています。でもあまりいらっしゃらないんです。同じこととか、耳に痛いことを言われる。特にちょっと、実際いらっしゃったときに僕も目撃したことあるんですけれども、おまえらに言われたくないとか、こんな少しのご飯でどうやって生活するんやというふうにご立腹されて怒って帰られるという方もあります。なので、うちの保健師、熱心なんでそれ追いかけておうちまで行くんですね。また怒られて帰ってきはるので、これはちょっと僕も一緒について行って、何とかこの熱心な保健師の思いを、ちょっと何とか遂げさせてあげたいなと考えておりますので、こちらにいらっしゃる議員の皆様も、地域に戻られたときに、おまえらちょっと保健師の言うこと聞けよというふうに、ぜひご協力をお願いしたいと思います。最後はごめんなさい、答弁ではないんですけど、お願いします。

○丸山議長 木村修議員。

○木村修議員 先日の全協のときにも、介護保険の関係で、簡単に理解はして、私の理解ですが、いわゆる非課税世帯が多いという町であり、また、今課長が言われましたように、要は、介護を使わなきゃならなくなった人々が、町民が多くいるということにおいての、介護保険の金額が決定されたんだというふうに思うんですが、3番ですが、介護の基金が昨年末に5,000万ほどあったように思っております。それを、基金を取り崩してでも、6,000円台、前回は6,900円だったと思うんですが、現状維持というようなことにはならなかったのかというふうにお聞きしたいと思っております。

○丸山議長 保健福祉課長。

○丸澤保健福祉課長 第9期の計画の算定の過程の資料をちょっと確認しまして、仮に基金を現状6,000万円程度ございますが、仮に取崩ししなかったときの保険料基準額が7,715円という計算になっております。これも、仮に6,000万円全て取崩したときの保険料が6,966円でぎりぎりいけなくはないんですけど、ちょっと事務上何円というのは困りますことと、基金を全て取り崩すというのは、貯金のないおうちみたいな感じになっちゃうんです。なので、ぎりぎりのところで1,800万円程度残して、今回7,200円というちょうど数字になるように、今般4,000万ともう少し取り崩して、今回の保険料になったというところでございます。

○丸山議長 木村修議員。

○木村修議員 ありがとうございます。

そうしましたら、次、4番目なんですけど、2027年度から国保の県統一化が図られるように聞いております。それと、2030年度の完全統一というような言葉が新聞紙上に載ってございましたんですけど、これは、どういう意味なのかという質問でございます。

○丸山議長 住民人権課長。

○宮川住民人権課長 原則として、令和9年度、言われましたように、2027年度、ちょっと年号で申させていただきます、令和9年度に統一されますが、それぞれ県内の市町の財政状況などにより、令和11年度まで移行期間ということで設けられております。

○丸山議長 木村修議員。

○木村修議員 ありがとうございます。分かりました。おおきに、ありがとうございました。

そうしましたら次、国保の方に、もう国保になっているんやな。ですが、先ほども議会の中で4方式から3方式というふうに、この文言が出ておりましたが、4方式から3方式になったということで、3方式になったという経緯は、甲良町はこうこうこうであったで、3方式にしましたということの説明された

のでそれもよく分かりましたので、オーケーですが、この国保は、世帯人数に応じて、均等割というのがまだまだ残っております。ですから、4方式から3方式に資産割でしたか、資産割がなくなったということでの3方式になった。でも均等割、人数に応じた均等割がまだ加算されておるように聞いておりますので、そうしますと、負担も増える制度になっているというふうに私は思っております。これに関して、国からの補助関係は考えられないかどうか、お聞きしたいと思います。

○丸山議長 住民人権課長。

○宮川住民人権課長 今、申されましたように、4方式、資産割をなくしたことで、3方式になりましたが、そのことに伴って均等割に加算されるというようなことではなく、所得割に反映させられているということの考えを持っていただきたいと思っております。よってその件につきましての補助金は、今のところ考えられてはおりません。

○丸山議長 木村修議員。

○木村修議員 ありがとうございます。

そうしましたら、最後、6番目になるんですが、コロナ、新型コロナの関係なんですが、通告どおりにいきますと、公費の支援は、昨年度、令和5年度、今年の3月いっぱい終了しました。その前後に、コロナが2類分類から5類になりました。今後はどうなるのかということが気になりましたので、お聞きしたいと思います。国の助成があっても、何か自己負担は、この間全協で説明をいただきましたが、7,000円ぐらいになるということですが、見解をお聞きしたいというのと、この間の説明によりますと、ワクチン接種は定価という言い方がいいのかどうか知らんけれども、1人、1万5,340円ぐらいかかるということで、国費からは8,300円を見てもらう、イコール7,000円が残るわけです。それに、この間の説明によりますとこの7,000円に対して、いわゆる保険証の率を掛けたらいいのかなというふうに思っておったんですが、見解を求めたいと思います。

○丸山議長 保健福祉課長。

○丸澤保健福祉課長 おおむね議員のご理解のとおりですが、ちょっと改めてもう一度説明させていただきます。ワクチン費用は国で当初7,000円ぐらいと見られておりました。ところが最終的な決定金額は1万5,340円ということになりまして、国の想定が少し甘かったのかなという印象があります。この差額については、国が本年度に限って8,300円国が持ちますからということで、ワクチンは7,000円で接種できるようにしますということに、今年度はなっております。ただし、ごめんなさい、前回私説明が不足しておりましたのが、国が言っていることは65歳以上に限って7,000円にします

よということですから、それ以下若い方は相変わらず1万5,340円で、医療機関でかかるということになっております。

この7,000円についてなんですけれども、本町は各種予防接種に助成事業をほかにも行っております。インフルエンザ等々ですけれども。今回のコロナワクチンの7,000円を一体幾ら、自己負担にするべきかという検討を重ねたところ、病院にかかったときにおおむね3割で病院にかかっていることを参考にしまして、この予防接種も7,000円のおおむね3割程度の自己負担はもう申し訳ないけど払ってもらおうと。それ以外については、町から公費で負担してはどうかというのが今回の提案でございます。補正予算に載せている提案内容でございまして、3割といいますと、7掛ける3で2,100円ですけれども、そこはきれいな数字で、医療機関の事務のことも考えますと、きれいな数字がよろしいですし、近隣市町の動向がある程度そろっておりまして、せめて犬上の町ぐらいはそろえた方がいいんじゃないかなみたいな意見も出まして、そういうわけで今年度2,000円で予算化した、お願いしたものです。

ただし、全協で申し上げましたとおり、国の助成が恐らく単年であろうというところを考えておりますので、今申し上げた、健康保険の負担割合3割を基準に、今後もし予防接種費用が上がってきたときは、再度この自己負担分については、見直す可能性があるということを申し添えておきます。

以上です。

○丸山議長 木村修議員。

○木村修議員 課長、詳しい説明をありがとうございます。

ちょっと最後にこの項目、来年度のことがごっつ気になるわけですが、やはり、今現在、インフルエンザワクチンの方で、65歳以上の老人は、町内は、1,000円ということで、私もずっと打たせてもらっております。このワクチンに関しても、2,000円ぐらいかなというふうに言われたんですが、2,000円ぐらいで受けさせてもらう。もちろん希望によります。多分、2,000円ぐらいだったら私は打とうと思っておりますが、そしたら、それが、来年度以降、すごく気になるんですが、2,000円が、いわゆる元へ戻って7,000円とかいうふうになったときには、私だけじゃなくて、ほんならもうええわ、やめとこうかというようなことになろうかと思うんですが、そこら辺の見解は何かお持ちでございましょうか。

○丸山議長 保健福祉課長。

○丸澤保健福祉課長 参考までになんですけれども、国の助成がなくなったパターンを少し想定しております。国の助成がなくなった場合というのは1万5,340円の3割という勘定になってくるかなと思います。これは4,600円ぐらいなんです。ここでまた、きれいな数字にするかどうかという、もう少

し議論と、また、近隣の市町はちょっと見過ごせないといえますか、無関係にはできないところがありまして、何て言うんですかね、甲良町だけ高いやんというのは、やっぱりこの人口減少がうたわれている中で、それやったら私、豊郷へ行くわというようになって困りますから、この辺りはそれなりに均衡を図るべきかなと考えております。ですから、悪くともその7,000円ということになることはないのかなと私は考えていますけれども、町長が上げろと言われたらちょっと何とも言えませんので、この程度でご容赦ください。

○丸山議長 木村修議員。

○木村修議員 町長、今のコメント、何かありますか。

○丸山議長 町長。

○寺本町長 できるだけ努力しますとしか答弁できません。

以上です。

○丸山議長 木村修議員。

○木村修議員 よろしく願いしときます。

そうしましたら、最後の項目に移りたいと思います。教育行政ということでお聞きしたいと思います。

まず、本年の4月の時点でいいんですが、東西の園の児童数は、多分ゼロ歳児から6歳児までおられるかと思うんですけど、もし、7年の差があるんですが、東西で分かる数字があれば教えてほしいと思います。

○丸山議長 教育次長。

○福原教育次長 現時点での人数を報告させていただきます。東こども園では78名、西こども園では72名の児童が通園しております。

○丸山議長 木村修議員。

○木村修議員 ゼロ歳とか1歳とか2歳とかは分からんですかね。

○丸山議長 教育次長。

○福原教育次長 まず、東こども園です。ゼロ歳児が2名、1歳児が10名、2歳児が13名、3歳児が14人、4歳児が19名。5歳児が20名。西こども園です。ゼロ歳児が2名、1歳児が5名、2歳児が14名、3歳児が10名、4歳児が21名、5歳児が20名です。

○木村修議員 ありがとうございます。

○丸山議長 木村修議員。

○木村修議員 昨今、ここ、コロナがあつてから、入園、入学、あるいは卒園、卒業式に出ないようになってしまいましたので、本当に今現在、何年生が何人ぐらいおられるんかというのはあんまり把握ができてないんですが、全国的な少子化の下、甲良も同じようなことだと思うんですが、どうも聞いていますと、今、園が東西に1つずつと、小学校が東西に1つずつあるわけですが、その生

徒が6年生卒業して中学校行ったときに、多分、35名学級だと把握しておるんですが、35名以上おられたら、2クラスになるというようなことですが、もしも35名、東西合わせて35名以内だったら、また、1クラスになるんかいなというようなことを思っておる次第でございますが、次、2番の問題です。以前に保育園、幼稚園の合併から考えていきたいというような話があったんですが、進捗はどうでしょう。

○丸山議長 教育次長。

○福原教育次長 現在、東西こども園の統合については、ゼロ歳から5歳の子どもがおられる保護者に対して、統合を含むアンケート調査を実施しております。5月末にはアンケート調査、回答が出ると思っていたんですが、現時点ではまだ回答の方が出ておりません。ただ、教育委員会といたしましては、施設の老朽化等に伴って、東西こども園の統合については、まず、進めていきたいなというのは考えております。

○丸山議長 木村修議員。

○木村修議員 ありがとうございます。

難しい問題でございますが、それはそうなるわ、なったで、新しい場所、新しい校舎というような問題も出てきそうに思いますが、何とか頑張ってやっていっていただきたいというふうに思いますし、さっき言いましたけど、35人以上は、何とか、毎年毎年、確保できるように、希望をしておるわけでございますが、それは、何というんですか、そこら辺の赤ちゃんは、なるようになるのは、自然でございますので、何ともそこまでは突っ込んで話はしませんが、頑張っていたきたいというふうに思います。

次に、3番目なんですけど、若手教員指導ポストというのが新聞に載っておりましたが、これはどういうことなのか、お聞きしたいと思います。

○丸山議長 学校教育課長。

○橋本学校教育課長 若手教員指導ポストというのは文科省の諮問機関である中央教育審議会の特別部会が、教員の働き方改革についての議論をしている中で、出てきた案の中の1つということで、現在は、このポストがあるというわけではございません。

現在は、校長、教頭、学校によっては主幹教諭、一般の教諭という形ですが、その中で、今後、若手教員が増えるということで、そういった若手教員への指導や支援等が行えるようにということで、この若手教員指導ポストを置いてはどうかという案が出てきたということになりますので、今後これが実際に、出てくるかどうかについてのことについては、県の方からまだ何も指示等も出ていませんので、まだ分かってない状況です。

○丸山議長 木村修議員。

○木村修議員 まだ決まってないというようなお話でございますが、もしもこれ、決まったとしたら、各学校に1人というようなことになるのかな、それも分かりませんか。

○丸山議長 学校教育課長。

○橋本学校教育課長 こちらについても、国の予算とか県の予算とか等もありますので、理想としては、各校に1名置くというのが理想なんですけど、その辺のことは、お金の問題もありますので、現状ではどうなっているか分かってはおりません。

○丸山議長 木村修議員。

○木村修議員 ありがとうございます。

これはね本当に、各校に、1校に1人おられたら、もちろんいいんですけど、そんなわけにはおらん、全国の話ですさかい、そんなわけにはいかんというふうには思いますが、逆に言うと、こんなポストが必要なんだというような世の中がちょっと間違つとるかなというふうに思います。私どもは、昔ながらの人間でございますので、要は、こんな昨今起こっておるような問題の中では、生活しておらなかったわけですが、本当に大変な時代になったなというふうに思います。この指導ポストというのができたらできたで、うまく活用して、生徒さんがうまく巣立っていってもらえるように、指導をしていただきたいと思います。

それから次、4番なんですけど、以前、聞きました教職調整額というのがあって、それを聞いたことがあるんですけど、あのときには4%で、約8時間だというようなことを記憶しております。それが、昨今、新聞紙上にも載っておりますが、今年度の状況はどうでしょう。

○丸山議長 学校教育課長。

○橋本学校教育課長 こちらについても、給特法の決まっているものでありますので、こちらの方が改正されていませんで、現状も4%のままです。これを10%にということで、先ほども言いました諮問機関の中で案が出てきているという段階ですので、今後どうなるかについてもまだ分からない状況となっております。

以上です。

○丸山議長 木村修議員。

○木村修議員 時には上がることを望んでおります、希望しておりますというようなことを私言った覚えがあるんですけど、今課長が、ちょっとまだ決まってないことなんですけど、4%が10%になったら、これはもちろん、増える方は、教職員さんにとってはいいことだとは思いますが、10%になったって私勝手に換算しましたら、月20時間ぐらいだと思いたうんですけど、20時間では全然、

駄目だと思うんです。そこら辺の見解はありますか。

○丸山議長 学校教育課長。

○橋本学校教育課長 時間外労働については、ちょうど教育委員会としても、やはり、なるべく削減したいと思っている状況です。教育調整額ということで、10%で20時間ぐらいの時間外ということになるんですが、本来、学校の仕事というのは、なかなか時間外労働というのが当てはまらない職業でもありますので、その辺については、まだ議論がされているところでもございます。ですので、あとは、そういった形で、時間外についてお金をつけていただくというのも1つなんですけど、これは私の意見ですけども、それよりも人を増やしていただくということが一番学校現場にとってはありがたいと思っております。以上です。

○丸山議長 木村修議員。

○木村修議員 確かにそのとおりでございますが、学校だけじゃなく、皆さん思っておられるのに、お金があれば何とかなるといふ部分が多々あります。逆に言うと、お金がなかったら、なかなか前へ進めないという現状があるんですが、本当に、何でもかんでも、お金、お金というふうになってきてしまった、今日この頃の世の中だと思うんですが、うまく、想像ですが、うまくいくような気がしないんですが、要はサービス残業みたいなやつが少なくなり、あるいは、もちろんなくなったら一番いいんですけど、少なくなることを祈っておりますので、学校現場のいわゆる幹部さんたちは、努力に努力をしていただいて、よろしくお願ひしたいと思ひます。

5番も、長時間労働が続いているというふうにもだまだ新聞に載っておりますが、今日の甲良町の状況はどうでしょう。

○丸山議長 学校教育課長。

○橋本学校教育課長 長時間労働ということで、令和4年度と令和5年度の甲良町の小中学校教員の平均の超過勤務時間を比べてみましたところ、ちょうど月ごとの平均になるんですが、6時間ほど、町内では短縮を、昨年度1年間、月ごとされていますので、学校現場それぞれで、そういった意識の下、努めていただいたと思っております。

○丸山議長 木村修議員。

○木村修議員 分かりました。

課長、6時間ほど短縮と、いわゆる6時間が割愛されたというようなことが言われたんですが、それは、ほんで、いいことなんですけど、ただ、ベースが、例えば100時間の中の6時間だったら、とんでもない話なので、その部分はもう聞かないことにしております。何とか先ほども言いましたけど、努力、努力で、うまくいくように、知恵を絞ってやっていただきたい、やっていただ

かなきゃならないなというふうに思いますので、ひとつよろしくお願いします。

次に、6番ですが、先日、甲良中の部活動、11部活があるようでございますが、ボランティアの公募をされておられたように思います。その状況はどうでしたやろう。

○丸山議長 学校教育課長。

○橋本学校教育課長 現在、2名の応募がございます。

以上です。

○丸山議長 木村修議員。

○木村修議員 そうですか。2名の公募があったということなんですが、これは、締切りがあったのかな。締切りが令和6年5月末日というふうに書いていますので、今、課長の答弁いただいた2名、今年度は2名だけでいくのか、まだまだずっと募集をされるのか分かりませんが、その2名の方というのは、得意な部活があろうかと思うので、そこへ配置が、配置をされようとしておられるのかどうか、ちょっと詳細お願いできますか。

○丸山議長 教育長。

○青山教育長 今回、ボランティアの方の状況を把握させてもらおうと思ったのは、今年度、中学部活動の顧問をどうするかということではなくて、今後、地域の方に、中学校の部活動の土日ですけれども、見ていただく方がいるかどうかという把握をしたかったのが、今回こういう形でボランティアの話をしていただきました。2名の方に私の方からお電話ですけれども、応募ありがとうございますと。今すぐをお願いするということありませんけれども、来年度、また再来年度、中学校の方と相談しながら、もしかしたら土日にそういう開設ができればお願いできますかということで確認させてもらったら、いいですよということだったので、ちょっと時間をくださいということで、もう1年以上待ってもらわなあかんかもしれませんが、応募用紙は私どもで預かっていますというような返答をさせていただきました。

○丸山議長 木村修議員。

○木村修議員 分かりました。ありがとうございます。

先ほど来の残業等々に関することにはなるんですが、僕の思いでいきますと、部活の指導者になって、この甲良中ですわ、甲良中の何々部は頑張っていて、強いチームにしようという努力を、残業がどうのこうのなんて考えずに、やられる先生ももちろんおられると思います。あるいは、あてがいぶちだと言うたらちょっと語弊があるかもしれませんが、あてがわられて、部活に土日・祭日のことだと思いうんですが、行く、出んならんで出るというふうなことにしましては、部活のこの今言う、言われたボランティアのこともあるんですが、専門の方を委託するような話もあったかと思いうんですが、今現在、11部活の中で

どのように動いておるか、分かりますか。

○丸山議長 教育長。簡潔明瞭に答弁よろしくお願いします。

○青山教育長 今も、話始まって、今すぐに部活動の顧問どうですかという話でなくて今後の話なんです、今現在、甲良中学校に勤めている教員にアンケートを取りまして、11部活のうち5、5つの部活については、顧問が引き続きやりたいという意向を示しています。ただ、専門の部活でないものを持っている先生については、ちょっと控えたいなという方もおられます。それをふまえて今後検討していきたいと思います。

○木村修議員 ありがとうございます。

○丸山議長 木村修議員。

○木村修議員 議長、申し訳ない、1つ残ったけど、言っていないかな。

○丸山議長 いや、もう簡潔。

○木村修議員 あかんか。

○丸山議長 簡潔に。

○木村修議員 簡潔に、そしたら、すいません。

P T A組織のことが全国で問題になっておりますが、本町はどうでしょうという単なる質問でございます。

○丸山議長 教育次長。

○福原教育次長 今年度においては、甲良町小中学校ともP T A活動は実施しております。ただし、このP T A組織に関して、全国的に問題になっていることは、教育委員会でも把握しております。来年度からにはなるんですが、この組織に関しての在り方や活動等について見直しを行っていく予定であります。

○丸山議長 木村修議員。

○木村修議員 分かりました。

私も、P T A関係、大分前になります、関係していたことがあるので、その組織、当たり前のことだというふうに当時は思っておりましたが、こんなやっぱり時代になるんかいなというふうに思っておるのが昨今の気持ちでございます。ありがとうございました。

以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○丸山議長 木村修議員の一般質問は終わりました。

ここで昼休憩に入ります。13時30分よろしいですか。35分にしますか。30分よろしいですか。13時30分お願いします。

(午後 0時07分 休憩)

(午後 1時30分 再開)

○丸山議長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、6番西川議員の一般質問を許します。

6番西川議員。

○西川議員 西川です。それでは、議長の許可を得ましたので、質問させていただきます。

まず、1番、愛のりタクシーについてということで質問をさせていただきますが、要は、住民さんからの要望があるということなんですが、町民の皆さんが非常に喜んでおられるというか、大変便利で利用できて、喜んでおられるというのが実情だと思いますし、私も日々、家におりますと畑で見かけるんですが、タクシーが走り回っています。そういう意味で、利用価値があるんだろうというふうに思うんですが、まず、①についてですが、停留所の増設ができないのかということなんですが、それでの1番のところ、現状で、愛のりタクシー、豊郷の方面なんですが、愛のりタクシーは豊郷病院、豊郷駅までは行っているというのが実情なんですが、そこへいろんなことを要望されている方は、自分、体が不自由だということで送迎を人に頼んで行っているということなんですが、整形の病院が下枝の方にあるということで、そこまで愛のりタクシーを伸ばしてほしいんだけどということで、要請されているんですが、そんな個人的な話を聞いているわけにはいかんということで、いろんなことで今回の質問にするわけですが、現状で、その整形の病院だというふうに思います、名前を出すなということのようですからあれなんですが、非常に彦根、多賀、甲良、豊郷はもちろんのことだと思うんですが、利用をされている方が、通っておられる方が多いというふうに思いますが、現状で甲良町からどれくらいの方が、その医院に通っておられるのかというのが分かれば教えていただきたいと思います。

○丸山議長 住民人権課長。

○宮川住民人権課長 議員からお聞かせ願った特定の医院への患者数は、国保と後期高齢者のみで言いますと、延べ約1,000人となっております。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 1,000人ぐらいだということのようですが、社会保険入れるともっと数は相当多くなると思うんです。それと、車で通っておられる方、それから、誰かに送迎されて通っておられる方というのが、非常に多いと。とにかく、いつもあの病院は満員だと、医院はというような話で予約制になっているようなんですが、それでも車がいっぱい詰まっているというような状態で、相当な方が行っておられるんだと日々思うんですが、要するに、あそこへ増設、延長ができないかということに対して、今の現状で、役場の方のお考えをお聞かせいただければありがたいと思います。

○丸山議長 企画監理課長。

○山崎企画監理課長 議員の質問の、路線の延長するための問題点は何かというところで。停留所の新設及びそれに伴うこの路線の延長につきましては、一定のルールを設けて、湖東圏域公共交通活性化協議会で協議をしています。最も一般的に適用しているルールというのが、バス利用を、公共の交通機関であるバスの利用を妨げないためにも、バスの停留所を含む既存の停留所から、300メートル以内には新設をしないというものがございます。ただ、一定ルールを満たしていれば、新設等は可能にはなります。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 そしたら今私が言っているその医院は、300メートルという基準はどんな感じになるんですかね。

○丸山議長 企画監理課長。

○山崎企画監理課長 今、議員がおっしゃる豊郷町の整形の医院につきましては、愛のりタクシーの豊郷線での停留所になっておりますので、甲良線からではいけません、豊郷線では停留所となっておりますので、今のルールには、適合しているということになると思います。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 それでしたら、それを乗り継いで行くのはどういう体制を取ればいいんですか。

○山崎企画監理課長 乗り継ぎも可能でして、議員が最初におっしゃられました、甲良からは、豊郷病院ないしは豊郷町の駅には行くことが可能ですので、そこで乗換え、もう一本豊郷線を予約していただければ、追加料金は400円という形で、延長していくことは可能です。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 そういう可能性があるのと、後の方の質問にもあるんですが、それは可能だということなんですが、それを現状で、あの距離で400円も追加料金、新たに払わないかんわけですよ。その辺でそんなことなくしていけるような方向が考えられないかというふうに思うんですが、いかがですかね。

○丸山議長 企画監理課長。

○山崎企画監理課長 場合によってはということにはなるんですけども、甲良線に乗っていただいて、豊郷病院までというのはルートにございますので、ただその先、もしも予約が入っておらなかったり、同乗されている方がいらっしゃらなければ、一般のタクシー料金には切り替わるんですけども、延長していただくということの対応もしてはいただいているようです。ただ、必ずしもその方法ができるというわけではございませんけれども、一般タクシー利用として、その後のお客がなければいけるということは聞いております。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 それを可能であるんなら、料金を200円の範囲でやってほしいというのが、お願いなんですけど、そういうことが可能でないのかなということ、思うんですが、甲良町の財政事情が許すのか許さんのか、その辺の問題ですよ。

○丸山議長 企画監理課長。

○山崎企画監理課長 この愛のりタクシーにつきましても、先ほど申し上げました活性協の方で取りまとめをいただいていますので、甲良町だけ例えば追加料金分をお支払いし、補助しますとか、そういったことがちょっと考えにくい制度になっているかと思います。

議員が最初におっしゃられました相談を受けられた方、体の方が不自由でというお話があったと思うんですけども、甲良町の方では、一定条件はございますが、介護認定を受けた方や障害の方など、福祉の施策の方として社協に委託をしている外出支援サービスというものがございまして、そういった条件に、高齢の方ですとか、条件に値する方でしたら、ドア・ツー・ドア、おうちからその医院まで、送迎するというサービスがございまして、それは愛のりタクシーですとかバスといった公共交通機関が利用しにくいお体の状態ということが条件にはなりますけれども、そういった福祉サービスもございます。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 そういうのもあるのはよく承知しているんですが、社協のやっているやつは、台数も少ないし人間もいないと。そう都合よくはなかなか自分が行きたいときに行けないという問題もあるし、湖東圏域の中でこういう要望があるということをぜひ上げてやってほしいと思うんですが、それともう1つは、あそこへ通っておられる方というのは大体体が不自由で行っているわ、座骨神経痛なんかやったらもう運転していても反射神経鈍くなるわけですよ。そういうことからいって交通事故の問題とかその辺もあるし、そういうのが利用できれば送迎して、人も助かるかもわからん。愛のりタクシーを使って200円で行けるんならそっちを利用しようというふうな形になるかもわからんし、その意味で、利用価値は高まっていくんだと思うんですけど、多賀町も今の現状では、そこまでは行く○○。豊郷病院までは多賀町は行けて、そこから先はいけないのか。多賀町は豊郷病院も区域に入っていないのかとかいうのは分かりませんか。

○丸山議長 企画監理課長。

○山崎企画監理課長 すいません、ちょっとごめんなさい。多賀線についてちょっと、確認してくることはしておりませんでしたけれども、甲良から今の医院までルートにない状況ですので、多賀からも、それは同じになると思いますね。直接ルートというのはございません。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 多賀の人も、私、承知している限り何人かも通っておられます。非常にいいというふうに言っておられるので、利用価値あるんだと思うんですが、患者として。私も整形にかかっていますけど、私は豊郷病院に行って、自分で症状を言っただけでこういうふうには治療したらいええと思うから先生治してと行って行くんですけど、まだそこへは行ったことないんですけど、非常につらい、体の症状のつらい人が多いんだと思いますので、そういう方、体の不自由な方とか高齢者の方はそんなお金をようけ持っておられるとは思えないので、できるだけ便利なようにしてやってほしいなというのが私の要望なんですけど、一度、湖東圏域の管内で会議で上げていただきたいんだと思います。

○丸山議長 企画監理課長。

○山崎企画監理課長 停留所の新設、延長につきましては、原則近江タクシーの立会いのもとに現地確認を行い、運行に支障がないかどうかといったところを検証した上で、先ほど申し上げた活性協の中で、地域公共交通計画との整合性などを図りながら慎重に検討を進めていくというところで、今、議員がおっしゃっていただいた中で、また、検討はしていきたいと思います。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 ぜひ上げてやってください。お願いしておきますので。

それと今、近江タクシーとの間での問題がいろいろあると思うんですが、その辺は今聞いた話の中で、もう分かりますので、質問は飛ばします。

それと、もう1つの方法論として、先ほど、延長料金を払えば行けるというのが分かったわけですけど、延長料金を甲良町で申請したら、またその半額は400円を200円だけ補助してやるとかいう制度はつくってもらえるかどうか。

○丸山議長 企画監理課長。

○山崎企画監理課長 今そういったことは申し訳ないですが、考えておりません。

○丸山議長 副町長どうですか。これまでいてましたけど、そういう案が今出ましたが、もし答弁できるんやったら。

○熊谷副町長 去年まで担当しておりましたのですが、おっしゃる意味は、もうちょっとだけなんやという意味も分かるんですが、他の路線の兼ね合いとあと1市4町一緒にやっているという兼ね合いから、ほなわしももうちょっと、わしももうちょっとというのが出ると、なかなかその兼ね合いの中で、ここだけという手当というのはなかなか難しいのかなど。全体の中で、そういったことを全員が公平に、均等に、また受益できるようなやり方というのがあれば、今みたいなお話も一定皆さんにも言っていけるんですけど、甲良町のここだけ頼むわということをやなかなか1市4町の枠組みで言うていくのもな

かなか難しいのかなというふうにもちょっと考えます。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 最初も言いました、人数の話も聞いたときの1,000人という話で聞いているんですが、彦根市の方でも、亀山地域だとか、河瀬地域、それから多賀町、こういうところの人は、そこが利用できれば助かるという話は絶対あると思いますので、甲良だけの話じゃなくして、こういうことにしてやれば、湖東圏域としては、利用価値が高まるんだということで体の悪い人が助かるはずですし、交通事故も少なくなる可能性もあります。起こる可能性があるわけですから、坐骨神経痛で痛くて痛くてブレーキが踏めなかって当たってしまったとか、そういうことにもなりかねないとか、そういうことの防止にもなるかと思しますので、その辺を財政事情と見ていかないかんのかもわかりませんが、その辺はぜひ上程していただいて、検討していただきたいというふうにお願いしたいんですが、いかがでございますか。

○丸山議長 企画監理課長。

○山崎企画監理課長 今、副町長も申し上げておりましたが、甲良町だけでというのは大変難しいことですので、また会議の中でそういった検討も、課題は出していきたいと思えます。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 豊郷町のコミュニティバスいうんですかね、あれは巡回でもうこの名前をあげたバス停があります。そんな形で豊郷町内の人は、そんな感じで利用されている方が何人かおられるんだと思うんですが、そういう意味合いで、甲良には整形外科がないわけですから、そういう意味からいっても、ぜひそういうことを考えてやる必要性があると思しますので、もう、強く要望しておきますので、よろしくをお願いします。

次に、移ります。尼子駅の駅前周辺の整備についてということですが、ちょっといろんな多岐にわたったような感じの質問になるかと思いますが、町長も開会のときの挨拶で、新生近江鉄道ということで話をされましたが、ガチャコンという電車が走っているわけですが、尼子駅の扱いは、1つに、鉄道事業法では、尼子駅は駅なのか、停留所か、停車場か、どういう扱いになってあるかということをお聞かせください。

○丸山議長 企画監理課長。

○山崎企画監理課長 行き違い線路、行き違い設備があるところは停車場、ないところにつきましては停留所というそうで、尼子駅につきましては、行き違いの設備がございますので、扱いは停車場となります。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 ところで、ついでに聞きますけど、近江鉄道は、空っぽの電車を

2両編成で走らせているんですけど、あれは、ほかのこの鉄道の旅のテレビ番組見ていると1両で走っているところがいっぱいあるんですけど、近江鉄道、再生していくという話の中で、なぜ2両、1両で走っている電車見たことない。2両編成していますよね。あれは、電気代もようけくうはずやし、その辺はどのような形になっているんでしょう。

○丸山議長　これは副町長の方がよさそうやな。副町長。

○熊谷副町長　すいません。確かなところは、私も存じておらないんですが、近江鉄道の場合は2両編成で全てを動かしている。ですので、それを1両に、少ないところは1両で多いところは2両でというような、そういう柔軟なやり方というのが、なかなか難しいんだろうなと。あとまた、編成をするのが、彦根とか東近江とか、決まった場所でしかその車両のやりくりというのができないのもあるので、やっぱり一度出たらそのままずっと最後まで行くという、関係上も、その2両というのがベストマッチとは言わないんですけども、3両でもない1両でもない、2両というのが、そういった意味でのマッチしている車両なのかなというふうに考えています、すいません。

○丸山議長　西川議員。

○西川議員　苦しい答弁やと思うんですけども、私の思いはあれ、西武鉄道のお古やから、1両で走らせたら脱線するんちゃうかというふうな思いがあるんです。その辺、調べな分からんことでしょうけど、空電車ですわな、ほとんど、昼間。七、八人しか乗っていません、ずっと数えても。やっぱりその辺、何かこの今の赤字路線やから、どうのこうの言って市町が助けないかんような状態になっているわけ、上下分離方式になったわけですけど、そういうことから考えてきて、何でもまず、考えるのが2両を1両にするん違うのが本当と違うかなというふうに私は思っています。その辺のこと、また、いろんな審議会等があるでしょうから、また、聞いておいていただきたいなというふうに思います。

それから、次、2番目の、この負担金の話ですが、1, 279万7, 000円と、1, 552万3, 000円、これ毎年計上されることになっていくんでしょうか。同額とは言わんけど。

○丸山議長　企画監理課長。

○山崎企画監理課長　議員のおっしゃるように、年度により多少上下というのはあるかと思いますが、近江鉄道線管理機構の10年間の収支計画では、同額程度を毎年計上させていただくことになるかと思えます。

○丸山議長　西川議員。

○西川議員　そこで、そんだけ負担していくわけですけど、尼子駅での乗降客、この辺が年間どのくらいの数字になっているのかというのが分かったら教えてく

ださい。

○丸山議長 企画監理課長。

○山崎企画監理課長 コロナ禍による休校ですとか在宅ワークなどの影響もあるかとは思いますが、令和2年度は約14万7,500人、令和3年度16万4,000人、令和4年度16万3,000人となっておりますが、令和5年度につきましては、少し回復をしまして、17万8,000人となっております。コロナ発生前の令和元年が18万人というところでしたので、まずはそのコロナ前の乗客数の回復というのを目標に、回復をめざしているというところですよ。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 尼子駅がそんなある。尼子駅よ。

○丸山議長 古河の社員が年間使うとかそんなんちゃうの。

企画監理課長。

○山崎企画監理課長 近江鉄道の方からいただいた数字を申し上げさせていただきましたので、そのとおりかと思えます。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 自転車通勤されている方、この間も見たら、自転車を置くところ50台ぐらい置いてあるから、それで50人、1日100人、それだけでも100人いているわけやからそれはそのぐらいの数字になってくるのかなと思うんですけど、もう日々、昼間の利用客というのはもうほとんど見られない状態になっていますよね。その辺はそんだけ利用されているというふうに、ちょっと私の思っていた数字よりはるかに多いので、ちょっと、びっくりしているんですけど、もっと昼間利用すればもっと大きな数字になっていくんだろうと、それだったらというふうに思いますので、もっと増やす方向で考えていかないかん問題だろうなというふうに思います。町長の方も、住宅政策で尼子駅の発展も考えた中での住宅政策だと思えますし、その辺を考えると、どんどん増やす方向で考えないかんと思うんですが、役場職員が、今、近江鉄道を盛り上げるための方策を何かお考えになっているか、お聞かせください。

○丸山議長 企画監理課長。

○山崎企画監理課長 町として利用率の向上の方策というところで、なかなか町独自でというところでは、最後に申し上げますが、県や、近江鉄道沿線の5市5町、近江鉄道株式会社等で構成をしております、公共交通再生協議会としまして、I C O C Aの導入の検討ですとか、地元特産品の車内販売ですとか、レストラン列車の運行など、利便性の向上、沿線地域との連携促進を図る計画をしているところです。

本町としましても、毎年開催をしておりますが、ガチャフェス、ガチャコン

フェスティバルの省略、ガチャフェスにおきまして、尼子駅でのイベントを開催しております。今年度も10月に予定をしております、そういった中で鉄道の魅力発信というところに努めていきたいと思っております。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 そういうのも方策の1つにはなるんかと思うんですが、職員自身が、彦根市役所へ行くとか、東近江市役所へ行くとかというようなときに、昔は利用されてたわけですよ、今は車、車になっていっていますけど。費用対効果の問題もあるからそういうふうになっていっているんでしょうけど、やっぱり乗らんことには、どうのこうの言うて思っているのかもしれない、千何百万も毎年毎年3,400万ぐらいになるんですか、金をつぎ込んでいる。そこを元を取り戻すようなことも考えていかんとあかんのと違うかなと思うんですが、町民に訴えるにしてもまず、職員から見本を示せというふうに思うんですが、その辺のところは、何か方策、考えられないですかね。

○丸山議長 総務課長。

○中村総務課長 近江鉄道の利用でございますが、今のところ、大津の出張であるとか、彦根の出張で近江鉄道を利用してというところは今はしていません。特に大津辺りでいきますと、尼子駅から八日市で乗換えて近江八幡へと、時間のこともございますし、料金というのもあるんですが、その辺りについては、少し効率にちょっと欠けるんじゃないかな。それよりも、違う意味で近江鉄道を利用していただくようなことをもう全体的に考えていくべきではないかなというふうに思います。

以上です。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 そこを考えていかんとあかん。要は、3,400万も払っていくわけでしょう。極端に言うたら、これ、3,400万かな。もっともっと、3,200万、300万ぐらいか、つぎ込んでいる、そのこと自身が、そのままつぎ込んでおけばいいというものでもないと思うんですよ。これやったらこのバス路線廃止せよというのと一緒だと思うんですが、やっぱり、使わんと元は取れんというふうに思うので、皆さんが、町職員以外の者が、こういうことの利用やったらもっといいよとかいう方策はあるかと思うんですが、まず、職員の方としても何かの価値観を、最低土日・休日ときには利用したいなとか、何か方法論もいろいろあるかと思うので、その辺は今後の課題として考えてほしいと思うんですが、いかがでしょうか。

○丸山議長 総務課長。

○中村総務課長 西川議員が、私もおっしゃられるとおりにというふうに理解しています。

以上です。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 じゃ、その辺はひとつ、いい方向に向くように、やっぱりみんなお互いに考えていかないと、金だけ負担して何の価値もないというような話では、もったいない話で、甲良町、抜けると言うた方がいいかもわからんような話になっていくかと思えますけど、その辺は、市町の付き合いではそんなことできないはずですから、やっぱりそういうところは、検討してほしいなというふうに思います。私自身も、丸山議長もそうですけど、一杯飲みに行くときは電車で行こうかって行っているわけですから、そういうことでも利用ができるというふうに思いますし、その辺のところは、考えてほしいとお願いしておきます。

次に、5番目の駅前の樹木の剪定、除草、それから清掃というのも、年何回やっておられるのかなというのは質問したいんですが、今、新生近江鉄道という形で機能しだしているわけですから、尼子駅見てみますと、あまりにもひどいなというふうに思います。樹木は大きくなっているし、草もいっぱい生えてある。昔、これは問題やなと言うてた土地の除草はされていると。整備されている。尼子駅の周りだけが草ぼうぼうやというような状態になってあるわけですが、その辺は、町として予算を見ているのかどうか、その辺はちょっとお聞きしたいなと。

○丸山議長 産業課長。

○西村産業課長 申し訳ございません。私も毎日尼子駅、行ってますので、草の状況等、確認しております。また、ほかの議員さんからもそういうご指摘をいただいたので、早急に対応したいんですが、まずは、計画では、シルバー人材センターに年2回の除草、それから駅の管理はまた別でお願いしている状況です。去年は、商工会の建設事業部の皆さんにご協力いただきまして、ボランティアで除草作業をやっていただいたのと、歩道の方で枝が伸びていたのも、シルバーさんをお願いして、除去していただきました。あとトイレの掃除、ほかのごみ拾い等は日常の管理の方でシルバーさんをお願いしている状況です。

以上です。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 木が大きくなっているというのは歩道側の方の話だと思うんですが、駅舎の西、それから滝がありますよね。あそこへ昔は、みんなが散策していったんだと思うんですが、もうあそこへ入ってくるのはちょっとやめときと言われたんですよね。下まで木が垂れ下がっていますし、その辺、伐採をするか、剪定を相当大きくする、大きく伐採せんと、やっぱり公園らしくないというふうにも思いますので、その辺はちょっといろいろと検討してほしいという

ふうに思いますが、いかがですか。

○丸山議長 産業課長。

○西村産業課長 西川議員が言うておられるのは吹き出し口の龍のところですよ。そこからまた、用水が流れていくという施設なんですけど、おっしゃるとおり、今、ショウブかアヤメかの黄色い花で、ちょっとまた根づいているという状況です。この周りにはちょっと草が生えている状況なので、何とか、最悪私が草刈りはやりたいなと思っていますので、ちょっと商工会さんのお願いするのも、8月末の予定やと思っていますので、何とかできないかなと。また、ロータリーの真ん中に駅の真ん前にある木も大きく伸びていますので、ちょっと何とかしたいなとは思っております。

以上です。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 周辺の駅、時々見たりするんですが、あんだけ草が伸びたり人が歩けないような状態には、なっていない、きれいにされていると。これ、新生近江鉄道ということで、機運を盛り上げるためにも、小まめな清掃は計画していただきたいというふうに思っていますので、課長、よろしく願いしておきます。予算つけていただけて。

○西村産業課長 はい、お願いします。

○西川議員 それと、あそこにめぐりんこ、自転車の入れる倉庫があると思うんですが、今あれの利用はされているんですかね。

○丸山議長 産業課長。

○西村産業課長 めぐりんこにつきましては、観光協会の方で管理の方をお願いして、道の駅と尼子駅に常設しています。利用はないことはないんですが、もう数件程度の利用はありまして、尼子駅の横で借りるという場合は、観光協会の方が鍵で開けに行くというような体制を取っております。

以上です。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 どうやら利用されていないというのを思います、あれは。その辺をもう少し宣伝する方向で考えないと邪魔者になっていくというふうに思いますので、よろしく願いしておきます。

それと、あそこで勤務している人が、女性がおられるんですけど、ちょっと話して話しました。いいますと、勤務が2時間やと。だんだん、だんだん短くなってきて2時間、あれ、何時から来られているのかちょっと分かりませんが、2時間で、トイレの清掃とか周辺の清掃をしているともうすぐ2時間きてしまうと。昔はもっと長かったから、真ん中のところの草の掃除やとか、植え込みの下の掃除とか、除草もしていたと。その辺が、だんだん、だんだん

短くなってきて、そこまで手が回らへんというふうにおっしゃっていましたが、その辺、今の勤務状態でいいのかどうかも、再検討していただけんかというふうに思うんですが、どうでしょう。

○丸山議長 産業課長。

○西村産業課長 私も、シルバーさん、その女性の方とはお話ししております。今の現状は、まず、駅のシャッターを開けるという、6時半に来て。あとは見回り、ちょっと簡単な掃除で1時間、それで帰られます。それが、朝の7時半に帰られる。それから、先ほど2時間というのが、4時に来られて2時間、6時まで、トイレ掃除とかしていただいて、シャッター閉めて帰っていただくという、そういう体制になっています。財政状況の厳しい中で見直して、見直して、今こういう状況です。シルバーさんからも、何とかきれいにしたいという気持ちも十分聞いておりますので、ありがたい話なんです。ちょっと今、年度途中ですので、改善に向けてはちょっと考えたいなと思っておりますが、すぐにもちょっと、やはり対応できるかどうかはちょっと予算も関係していますので、気持ちはあります。

以上です。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 そこへ勤務されている方はこれではあかん、何とかきれいにせなあかんという気持ちでおられるので、その辺は今度の今の新生近江鉄道という形のところから見ても。甲良の尼子駅は汚いというふうなことではいかんと思えますし、その辺、ぜひ予算措置していただいて、来年度はきれいにするとかというような方向へ考えていっていただきたいと思うんです。ぜひ予算を取って、あげてください。

○丸山議長 産業課長。

○西村産業課長 ありがとうございます。新年度に向けて、検討させていただいて頑張って要求したいと思えます。よろしくお願いします。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 尼子駅をきれいにすることは入口がきれいになるというようなことでもありますし、今後、町長の政策にもあります住宅政策やとか打ち上げられていくということは、そういうことを見に来たりする人もおるでしょうから、そういう意味でも、やっぱり駅というものはきれいにしとかなあかんというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

次に、3番目の、三川分水公園の横のトイレについてということですが、現状で見ていると、今、アユが釣れてきました。私はまだ釣りに行ってない、こんなところへ釣りに行ったって金にならないというような感じで、たまで数が釣れないのにようこれだけ来ると思うほど釣りに来ておられるんですが、朝

は、もう3時半ぐらいから来られるんですよね。ほんで、何やというたらもう場所を取りに来るわけです。ほんで、それはもう県外の人が多い。町内の人はずもう、朝7時過ぎとかそんな感じなんですけど、もうよそ、三重県、京都、岐阜、この辺の人は、もう、おいしいアユが釣れるという評判がありますので、とにかく場所取りという感じで来ておられます。私ら行ってもええ場所はないわけですよね。その辺で、あれしているんですけど、そこの横に分水公園の横にトイレがあるんですけど、ここに駐車場は、広場がありますから、駐車されているわけですけど、ここだけでも、満員になりますと十二、三台入っていきますよね、ちょっと上の方も合わせていくんですけど。それと、名神の下のところ、もう今おりるのは危ないようなもう雨で溝ができてきて、脱輪するとパンクするような状態になっているんですけど、そこへもこの間でももう三十何台入っているわけです。それと下の方、今、堤防と分かれているところ、バイパスと分水公園のそこにでも、今日も3台ありましたけど、釣れるシーズンは、もうこの間もあそこへも、ドア開けるのも難しいぐらい車詰まって置いてあるわけですけど、あの人たちが朝早くから来て、用を足すのにどうしているんだらうなというふうにも思うんですけど、あそこのトイレが利用できないということで、もう諦めておられて、道の駅までは行っておられるとは思いません。車出ないんですから、もう。やっぱりそんなことをしもって、アユは釣っておられないと思うので、その辺のことで、そこにトイレがあったときは利用されていました。その辺を、今現状はもう使えないもんやから、逆にごみを捨てて帰るとというのが現状だと思いますので、日赤さんなんか掃除されるときに、もう何とかしてほしいという要請もされますし、その辺を、あのトイレを今後どうするのか。再開するのか、もうほっとくんやったら撤去した方がええやろと。建物自身は立派やからもったいない気がしますので、その辺を行政としてどう考えられるのかということ、ひとつお聞かせください。

○丸山議長 産業課長。

○西村産業課長 ご指摘のトイレにつきましては、ダム事務所の前の調整池の横にありまして、県道敏満寺野口線沿いのトイレでございます。これはまず、平成15年度に、滋賀県が国の補助金を活用して、県営水環境整備事業ということで、せせらぎ遊園の一環としてトイレを設置したと。その横の三川分水公園、それからその横の森、それから一ノ井幹線の散策路、一体的に利用者がトイレが使えるようにということで、これは甲良町から強い、その当時強い要望をして整備していただいて、現在に至るところです。

その後道の駅もできまして、今、おっしゃったとおり、実際利用、道の駅のトイレを利用されているかどうかはあれですが、ちょうど令和2年のコロナのときに、一斉に駐車場を閉鎖しましたので、そのときに、もう駐車場も使えな

くして、入れないようにさせてもらって、トイレも一応鍵をかけたと思っていたんですが、そうやって使えんようにしておりました。

今回ご質問いただいて、どうするかというところでございますが、一応滋賀県が整備して、甲良町に譲与したという物件でございます。管理するのは甲良町になります。もし、撤去するに当たっては、滋賀県と協議になりますが、滋賀県の回答としては、手続きすればということで、解体することは可能やということ聞いています。解体することは可能です。ただ、甲良町として、本当にそれでいいのかと、先ほど西川議員もおっしゃったように、もう1回残すのか。残すんやったら使えるように当然考えなあかんのですが、やっぱりそれに伴って、浄化槽の点検とか掃除とか、いろんな費用がかかりますので、ちょっと、いま一度検討したいなということで、今日はそういう回答をさせていただきます。

以上です。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 先ほども言ったように、釣り客が多いときはもう、1人1台に親子で乗ってきたり夫婦で乗ってきたり、いろんなことをされていますので、多いときはもう100人近くがああ付近でおられるわけですよ。その辺で、河原の土手のところはもう草がぼうぼうになっているから、ここへ隠れていけば、何とでも用足せるというような状態になっていますので、その辺で衛生的にも本当は悪いと思うんです、あれ。ほんでやっぱり、道はもう釣り客がつかますから、そんなとこにする人はいないんですけど、衛生的には悪いというふうにも思いますし、それと、春には桜を見に来られる方、夏場あそこの駐車場で涼んでおられる方とかいうのもあります。

それともう1つ、これはお願いなんですけど、水利組合の方にダム事務所いうんですか、あそこへお願いせないかんですけど、駐車場の周りが、草、雑草がもういっぱい、あそこの水車も見えない、そんな状態になっています。やっぱり、三川分水公園という名がついているわけですから、その辺は整備していただくようお願いしていただきたいなというのは思いますので、再開するか、トイレの再開はよくよく検討して、ええ方向へ持っていただく、いつてほしいと。私はもう個人的に潰せとか、再開せよとかいうのは言いませんので、やっぱり利用価値を一遍見ていただいて、考えてほしいなというふうに思いますが、いかがでしょう。

○丸山議長 産業課長。

○西村産業課長 平成の初めからせせらぎ遊園ということで、親水公園とかも含め、整備してきて、管理について今問題になっています。今、ダム事務所という話ですが、これは町が管理しなあかんの、町が草刈りをしなあかと

いうものです。ダム事務所の横に公園あります。これも町が管理することですので、ダム事務所の職員さんが、いつまでたっても町がしよらんので、僕らがやっているという感じで、そういうちゃんとお願いができてなかったんです。という状態なので、そういう意味も含めてまた、さらにここもダム事務所の方をお願いするという形になっているんですが、これはあくまでも町が管理するものですので、また草刈りとかの話、尼子駅の前も同じですが、また、そういう草刈りの話、一ノ井幹線の散策路については、ちょっとその部分はちょっと調べんと分からないんですが、今おっしゃっておられるとおり草がぼうぼうです。何とかしたいなどは考えておりますので、よろしくお願いします。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 用水の斜面に関しての管理は水利組合になって、もう横になったら、平面になってきたら、町が管理することになってんの。

○丸山議長 産業課長。

○西村産業課長 1つ、分水公園の方は、隣に、そこは町が管理する。

○西川議員 うん、そうやな。

○西村産業課長 それから、駐車場とトイレが町に払下げていただいてもろているので、うちになっています。そういうのり面とかという話になるとちょっと、それはちょっとダムさんと相談します。ちょっとややこしい部分は。すいません、どうも。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 大体内容分かりましたけど、いずれにしても、きれいにしてやらんと、公園の価値はないというふうに思いますので、せっかくつくったものですから、きれいにしていけないかんやろというふうに思いますので、予算が少ないということで、皆さん、けんけんがくがくやられておるのは分かっているんですが、やっぱりせないかんことはせないかんということですから、ぜひ予算措置していただいて、それともう1つシルバーさん、シルバーさんいうんやけど、シルバーさんにも人材がいらないと思うんですよ、私、今。その辺のところも別な方向で考えると、やっぱり考えていただきたいなというふうなことを思うんですが、いかがでしょう。

○丸山議長 産業課長。

○西村産業課長 ご指摘のとおり、シルバーさんの会員が減っているということで、尼子駅の草刈りをお願いしても、まず、日がなかなか決まらないのが現状です。ほかの課においてもシルバーさんをお願いしていると思うんですが、そういった意味ではほかの方法は考えていけないといけなかなと思っております。

以上です。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 最後に町長にお願いします。要は、整備費、清掃費、一番削りやすいところだと思いますけど、その辺はあまり削らずに、町をきれいにするんだという気持ちで予算措置をよろしくお願いしたいんですが、いかがでしょう。

○丸山議長 町長。

○寺本町長 西川議員の言う、おっしゃるとおりだと思うんですけど、まして、尼子の駅前なんて、私どもの玄関口ですので、まず、たちまちそっちの方から。私も犬上ダム事務所行って、初めて僕、あそこにあんなあるの知らなかったんです。上から見させてもらいました、水車を。でも、公園らしい公園になっていません。その辺の管理も含めて、少ない中でも何なりと、建設業界のボランティアもお願いしたりして、何とか対応していきたいと思っております。

以上です。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 よろしくお願いしておきます。これで質問を終わります。ありがとうございました。

○丸山議長 ご苦労さまでした。

西川議員の一般質問が終わりました。

ここで15分間休憩を取ります。15分間、私の正面の時計で35分まで。よろしく申し上げます。

(午後 2時20分 休憩)

(午後 2時35分 再開)

○丸山議長 それでは、休憩前に引き続き、一般質問を行います。

次に、9番西澤議員の一般質問を許します。

9番西澤議員。

○西澤議員 それでは、始めさせていただきます。ありがとうございます。

最初は、意見書でも可決をいただきました。賛同いただいた皆さん、議員の皆さん、ありがとうございます。そして、そのテーマで町長に見解を求めるものであります。現在、国会で審議されている、地方自治法の改定の内容は、大変、今までの地方分権とは逆行するような内容となっております。

そこで、1つ目は、戦後、日本国憲法が公布されてから77年になるわけですが、憲法原則の1つ、地方自治の理念と庇護の下に、地方自治体がそれぞれの歴史、地理、地理的要因、風土、気候、産業、文化など、様々な要素をもとに形成され、歩んできたのではないかと考えています。地方自治の尊重をどのように考えておられるかをお尋ねしたいんです。そして、私たち議員も今、こうしていきをしていますのも、地方自治があればこそ、そして議会が設立さ

れているのも、地方自治があればこそ、こういうように思っています。見解、よろしく願います。

○丸山議長 町長。

○寺本町長 西澤議員の質問にお答えします。

最も基本的なこととして、日本国憲法の第8章、地方自治における条文規定を尊び重んじることにあると考えております。

それ以上はございません。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 戦前は明治憲法の下、地方自治という理念そのものもなかった時代でありました。そこから発展をして今、朝ドラで毎日流されていますが、つまり、男女同権も、それから女性の参政権や、それから女性が法的に無能力というふうに規定されていた時代を生きただけから見れば、今の日本国憲法の精神は大変貴重なものだと歓迎する内容として、私たちにいろいろ考えさせられるドラマの内容となっていますが、地方自治もその1つ。前回ドラマの中では地方自治をテーマにした中身が出ているわけではありませんけれども、戦前に生きただけから見れば、本当に大きな進展というように受け止められているようです。

現在進行中の審議の最中の法案ですけれども、参議院に送られました。しかし、可決が可能というような状況も報道されていますけれども、だけれども、その中身の理念としては、大変問題点があります。意見書の中で触れさせていただきましたが、法案の中身そのものの反対の表明は、全国知事会、それから町村会、それから学者や、それから弁護士会も懸念の表明がされています。そういう点でも、町長としても、やっぱり地方自治を預かりながら、町職員とともに、そして住民のために、そして議会とともに、連携をしながら議論をしていく、その大前提が地方自治だということに思いますが、その点でも、懸念の表明なり、いや、困るというような表現で表明をしていただければ、大変、力強いかないというふうに思いますので、よろしく願います。

○丸山議長 町長。

○寺本町長 地方自治は大事だと私も認識しております。しかし、国会における立法議論について、もう衆議院も通過していることでございますので、私としては、コメントは差し控えたいと思っております。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 コメントを差し控えるということですが、心情としては、やはり地方自治が縮小される、制限されるというのは、困った状況だという点では考えておられるんですか。

○丸山議長 町長。

○寺本町長　そこまでのこととは思っておりません。正直なところは、私の認識としては。

○丸山議長　西澤議員。

○西澤議員　町長の認識はそういう点だと思いますけれども、法案の中身一つ一つ見ても、緊急事態にしろ、それから、どう言いますか、政府の、時の政府の判断によって、指示権が拡大をできるという状況がありますので、今後も、ぜひともその法案の審議過程も見ていただいて、懸念の表明、少なくとも懸念の表明がしていただきたいなと思っていますので、よろしくお願いします。

2つ目に、県下トップの介護保険料、これ基準額が最高7, 200円というようになりました。それで5月15日付の全国紙が一斉に報道をされています。それで、喉を傷めておりますので、聞きづらい点があるかと思いますが、お許しください。高額に跳ね上がってきた保険料の問題点を取り上げているわけですが、甲良町は、基準保険料が県下1位です。これについても、町長も懸念を表明され、本当に何とかしたいということは思っておられることも議会でも表明いただきましたし、それから一対一で話をしたときも、何とか、何とか下がる方法はないかというのを町長ともお話をさせていただきましたが、この点についての見解、お願いしたいと思います。

○丸山議長　町長。

○寺本町長　本町の介護保険料が一番高いことはよく存じております。そしてまた、それなりの需要も多いと。それだけ、保険を使っていたということそれはそれなりに私はいいことだと思っています。そして先ほど議員さんおっしゃられたとおり、私は私なりに、私は私の党としてとか、いろんなこととして、県とも、あそこにおられる野瀬議員とも、うちの政調会議の中でも、この問題は取り上げております、私も。先日も、知事もおられた中で19市町の首長さんがおられたときに、提案もさせていただきました。何とか県下統一の一步にさせていただけないかと。低いところは文句を言わはるかもしれませんが、その中で、もう国保も統一するんやったら、介護保険も統一、1つにしてほしいということをさんざんお願いしてまいりましたし、その方向を向けて、今後ともずっとやっていこうと思っています。

以上です。

○丸山議長　西澤議員。

○西澤議員　ありがとうございます。

全協において、丸澤課長から資料を頂きました。大変適切な分析で、甲良町がなぜ高くなったのかという点、入る部分、支出の部分というので、分析がされました。それがもう大変適切だ、いわゆる的を射た分析だったというふうに思いますが、ますます、これ、甲良町内だけで介護保険料を引き下げるとい

ことについては、この限度があるんですよ。

思い出しますと、介護保険制度が始まった当初、基準保険料は2,000円台で、甲良町も始まりました。全国的にもそうだったというふうに思います。もっと少なかったところがあったかなと思いますけれども、1,000円台というのもあったように思います。そこから見ますと利用が増える、それから介護必要者が増えてくる、高齢になっていくというので、利用が大きく膨らんでくる。そして同時に、所得が減少するというよりも、上がらない。年金も下がっていきますので、そういう点でも、保険料収入の部分が下がっていく、思うように入ってこないというわけですね。ですから、ますますやっぱり国の制度自体の制度設計を見直してもらおうということが必要なんですけれども、そこは踏み込まずに、利用制限だとかそれから事業者の支払金額を訪問行為を下げるというように、利用しづらいような状況をつくっていることに問題点があるだろうというふうに思っています。

それで、町民の暮らしが、大変、物価高が本当にとどめがありません、止まりがありません。6月になっても、大変大きな品目が値上がりをしてまいりました。それで、その制度設計自体もそうなんですけれども、欠陥を訴える上で有効な根拠になってきている。これは大変、この資料は活かさせて、私もいただきたいというふうに思っています。

甲良町だけが、これ見ますと、分布の多いのが1番、2番で、2番目の多い部分、これ、1段階、0.45%の方が17.5、そして、第1位は、この基準額の18.4というようになっています。ほとんどの大津市を除いて、ほとんどのところが、第5段階と第6段階に集中をしています。大津市と、それから近江八幡市が、近江八幡市は、第2位が第7段階にあっていますね。それから、大津市が、1位が第7段階、つまり、大津については、低い方と高い方が極端に分かれているという分布になっているわけですが、甲良町独特に、やはり、低所得者が多い。以前の国民健康保険の加入者の保険料の算定替えがあったときに示された資料ですが、十数年ほど前だと思いますけれども、その資料を思い出しますと、104万円までの方が72%。こういうやっぱり低所得の状況があります。だから、特別な手当が必要に必要自治体というふうになりますので、国、県がもっともっと支援を強めていただくということが必要かというふうに思います。

それで、2番目のそういう状況の中で、何らかの施策がないのかなというふうに思いますが、回答をお願いします。

○丸山議長 保健福祉課長。

○丸澤保健福祉課長 何らかの施策とおっしゃる内容が、恐らくは、現金の給付等々のことも想定されているのかなと考えて答弁を考えておりますが、それ

でよろしいですか。

○西澤議員 ちょっと聞こえなかった。

○丸澤保健福祉課長 ごめんなさい。何らかの軽減策とおっしゃるところが、保険料を軽減するとなると、現金の給付のようなものを想定して答弁を考えておりますが、そういったことでよろしいですか。

○西澤議員 それはあとのところで聞きますけれども。結構です、はい、それで結構です。

○丸澤保健福祉課長 では、お答えいたします。介護給付費のそもそもの財源といいますが、公費が50%、保険料、65歳以上保険料と、40歳から64歳までの保険料が50%という内訳になっています。このうち、65歳以上は全体の23%を負担していることになっております。仮に何かしらの給付を考えたときに、40歳から64歳の方を無視できないと考えます、そうなりますと。65歳以上だけに給付するという発想はいささか不公平と考えます。

ここでさらに一般的な社会保障の中には、公的保険として介護保険だけではなくて、厚生年金保険、国民年金保険、健康保険など沢山保険があります。これらの方々も同じように、現在の暮らしづらさ、物価高等々の暮らしづらさがあると考えます。その中で、介護保険にだけ何かの給付をするというのは非常に不公平かなと考えております。ですから、介護保険に特に何かしらの手当てをするということは現在では考えておりません。

以上です。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 だからこそ、やはり、いわゆる直接給付が必要なんですよね。コロナの始まったときに10万円の給付がありました。これはもう緊急性というので支給されたわけですけれども、その点でも大事な視点だというふうに思いますが、米原市は介護保険ではなくて国民健康保険制度のところですのでけれども、還付方式を採用して給付をしていると聞いていますが、そういう方法についても可能なところ。

それからもう1つは、前回全協のところ、丸澤課長が提案をいただいております。介護を受ける方をいかに少なくしていくか、つまり、健康で、高齢を迎えていくという介護予防、介護予防というように表現をすべきかどうか分かりませんが、健康で暮らせて、介護を受ける必要が極力少ないような、一般施策の充実が必要かなというふうに思いますが、そういう点でも、つまり、全町民、つまり、65歳以上という形でなくて、65歳以上になる前の、やはり健康管理、それから、甲良の高血圧や、それから食塩を多くする、そういう食生活の改善も含めて、町民全体が健康で暮らせるという施策の充実と拡大が必要かなというふうに思うんですけれども、いかがですか。

○丸山議長 保健福祉課長。

○丸澤保健福祉課長 全く西澤議員のおっしゃるとおりと考えております。そこで、先ほど木村議員のご質問のときにも、お話しさせていただいたと思うんですけれども、まずは健康づくりに力を入れて頑張っていきたいというふうに考えております。特別なことをするような仕事では実はないんです。地道に、皆さんの、先ほど申し上げた2人に1人が肥満傾向にあると。この辺りの改善は、すぐに介護保険の給付に直結するかというと、それはすぐには分からない。影響が出るのは十数年後にはなるとは考えております。ただし、必ず効果が上がるものです。これははっきりしております。ですから、この地道な仕事をこれからきちっと続けていくのが非常に大事と考えております。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 以前に、長野県の御代田町に、こういう問題に取り組んでいる有志で、見学に行きました。土木事業の振興と健康増進と、非常にミスマッチのように思う事業を展開されている自治体でした。

それは何、どういうことかという、ウォークに2つのスティックを補助して、そして健康で歩けるルートを土木事業で実施をする。車に遠慮せずというか、気にせず、ウォークができる。大変参加者が多いそうです。そのときには、イベントで有名なアスリートを呼んできて、いっぱい参加者がする。それから有名な方が来ているだけと違って、日常的にもそのことが定着をして、介護保険料を引き下げることが4年間で実施がされている。資料も頂いていますけれども、大分前の話です。今現在取り組んでいるかはどうかちょっと分かりませんが、そういう取組も、甲良町ではできない、甲良町らしい取組を小零細の建設業者とタイアップができる、そういうことも、ハード面もありますから、そういうのは含めて考えていくことがいいかなと思いますので、その点どうでしょうか。

○丸山議長 保健福祉課長。

○丸澤保健福祉課長 議員おっしゃったことをちょっと早速調べてみて、参考にさせていただきたいなと考えます。

以上です。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 先ほどから言っています、やはり介護保険制度そのものの制度の欠陥といいますか、原動が自治体で頑張ってもそういうようになるんですね。大阪市は9,000円台ですかね。平均で大変大きな金額になってきています。発足が1,000円台、2,000円台だったのが、安いところでも五千幾ら、それから6,000円、そして甲良町7,000円。大阪市あと9,000くらいやったかな、9,000円台でしたね。そういう点でもやはりこの制度の

見直し、そういう根本的な見直しが必要だというふうに思うんですが、ぜひ県、国に要請をしていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○丸山議長 町長。

○寺本町長 ありがとうございます。うちの町は基本的に、構造的に難しい点があります。やっぱり、何というんですか、老人人口も多いとか、それとまだ低所得者が多いという中で、このお値段7,200円に決めさせていただく中でも、一番やっぱり第1段階の方々には10円程度しか上げておりませんし、それなりに低所得者向けには。現役の方々に結局負担がかかっているわけなんです。その辺のことを私もよくよく存じておりますので、行く場、行く場において今後とも国庫負担とか、県下統一とか、そういうことはずっと訴えていきたいと、かように思っております。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 その点でも、政府の責任として、国庫支出を大幅に増やすというのが大変大事なメインだというふうに思います。そしてこの予算の使い方、これ大変批判が高まっていますが、けれども、ミサイルの購入だとかそれから、敵基地攻撃能力の保有のための軍備拡大が、それぞれ、岸田内閣の下でされています。43兆円、今後5年間43兆円の購入をする計画、もうこれ、こういう計画をやめて、健康に暮らせる、社会保障、これは憲法では社会保障は国の責任で行うということが定められています。そこに逆行しているわけですから、そこにも、着目をしながらぜひ要請を強めていただきたいと思います。

次に、3つ目に進みます。高齢化社会、これ、言うまでもないわけですがけれども、私も、2年後、5年後どうなるか分からんぐらいの76に到達をしまして、75、後期高齢医療制度の下に入りました。現状はどうかといいますと、大変なかなか厳しいものがございます。

そこで、お尋ねしたいのは、高齢者、65歳以上で免許、運転免許を返納した町民が把握できるんでしょうか。これが1つです。

それから2つ目に、身体的自由だとか、不自由さ、それから聾啞、盲などの、まず、1つ、まず、お願いします。

○丸山議長 企画監理課長。

○山崎企画監理課長 甲良町民の方の65歳以上で免許返納された方っていいますのは、私どもの方も滋賀県警のホームページで確認をしました。市町別自主返納者数というのがあがっております。そこで、本町の返納者につきましては、令和2年27人、令和3年23人、令和4年27人、令和5年の情報につきましては、ちょっと夏ぐらいになる予定というふうには聞いております。

以上です。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員　ざっと90人近い人数ですね。令和5年入れますと、100人いくのかなと思いますけれども、そういう方々は運転免許がない。その下で電動車椅子だとか、それから自転車など、それから家族の送迎というようにされているんだと思いますが、そこで、特段やはり手当てをしていく必要があるというのを思いますのは、身体の不自由な方、それから、聾啞の方もそうです。目に障害のある方などの移動、これを医療機関、特に医療機関の利用の際、日常生活もちろんそうすけども、とりわけやっぱり医療機関の移動の際、利用の際に、十分な体制が必要なのではないかというふうに思っていますが、現状はどうでしょうか。そして課題もお知らせいただければいいかと思います。

○丸山議長　保健福祉課長。

○丸澤保健福祉課長　まずは障害者のサービスの解説をさせていただきます。障害者総合支援法には、障害種別ごとにいろいろなサービスがございまして、身体の障害、肢体不自由であります、手足が動きづらいとか体幹に障害を負っているという方については、病院の通院の際に、通院等介助という公的なサービスがあります。これは身体の介護あり、なしと2つに分かれまして、身体介護が必要な方の場合は、乗り降りから、病院の中での移動までを一体的にサービスを受けることができます。

視覚障害の方は同行援護サービスといたしまして、危険な場所といたしますか、そもそも移動するのに付添いをしてくれるサービスがあります。

聴覚障害者には病院での手話通訳の派遣がありますし、現在はあまり使う方がもうおられなくなっただけですけれども、かつては、よく私も支給決定等をしたことは記憶にありますので、頻繁に使われていることを記憶しております。というふうに、障害者のサービスは非常に充実していると言えます。

そして先ほど、少し企画課長には話題にされましたけれども、高齢者においては、通院のサービスとして外出支援サービスがございまして、定期受診をされている方が使えるサービスです。これも結構利用者が多くて、家から病院まで連れてもらえるということで、利用料300円かかりますけれども、非常に喜ばれるサービスと感じております。

以上です。

○丸山議長　西澤議員。

○西澤議員　最後の方で言われました移動サービスについては、幾つか私も聞いているんですが、自動車の台数、動かせる台数と運転手の確保の点でなかなか難しい点があるので、思った時間に行けないという方も発生をしているというふうに聞いていますが、利用台数つまり、社協に委託をする事業ですけれども、利用台数をもう1台増やして、運転手も、高齢者、高齢者では危ないかなと思いますけれども、適切な年齢で採用するというように、拡充をしてほしい

なというのは思っているんですが、どうですか。

○丸山議長 保健福祉課長。

○丸澤保健福祉課長 すいません、ちょっと調査不足かもわからないですけども、今のところは円滑に進んでいると感じております。ただ、議員おっしゃるような声があるんでしたら、少しちょっと聞き取りの調査を行ってみようと考えています。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 利用の段階で登録が必要ですよ。その点でもハードルを感じておられる、つまり、特別なハードルではないんですけども、そういうように感じておられる方がおられますので、ぜひ広報などで気楽に利用できる、そして、そうなりますと利用者が増えてくるので、台数が回していけないという状況も生まれてきますので、また、そこは改善をしていただきたいなと思っています。

この補助の中で透析患者さんへのガソリン補助制度は、甲良町内で、他市に比べても、この分、大変私も甲良町へよせていただいて、進んだ制度を実施しているというふうに感想を持っていました。町内の対象者は漏れなく、現在受けておられる状況でしょうか。

○丸山議長 保健福祉課長。

○丸澤保健福祉課長 この制度は、人工透析を使っている方が対象でして、対象者の把握が、保健福祉課で容易にできます。このため漏れることというのは基本的にはありません。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 これこそ、透析患者さんは、定期的な週3回、週4回というのはないと思いますけれども、週3回の通院が必要になってくるという点で手当てをされているわけだと思いますけれども、そのほかに定期的に診療、それから治療が必要だという方も他の病院、病気でもあるかと思うんです。ちょっと思い浮かばないんですけども、そういう点でも幅を広げることはできるんでしょうか。

○丸山議長 保健福祉課長。

○丸澤保健福祉課長 大変申し訳ありませんが、私もすぐに思い浮かばないので。すいません、ちょっと全く思い浮かばないので、ごめんなさい。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 今、移動支援で、病名だとかそれから、定期的な診察も、スパンがありますよね、期間は、1カ月に1回とか、2週間に1回いかならん人もいはりますし、そういう点ではそういう一般的な移動サービスの範囲では、対応ができるというように考えておられるんでしょうか。

○丸山議長 保健福祉課長。

○丸澤保健福祉課長 甲良町外出支援サービスと承知してお答えいたします。定期受診の回数というので制限があるということではなくて、1カ月、合計10回まで使える制度になっております。ですから、確かにおっしゃるとおり回数が増えてくると、10回では足りない方が出てくる可能性はあります。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 1カ月に10回ですから、かなりの頻度でできますよね。週が4週か長いと5週ですけれども、そういう点でも対応ができる状況ですけれども、台数とそれから人数、人数が増えていったときの対応、これもぜひ検討課題としてわきに置きながら、視野に入れていただきたいというふうに思います。

2つ目の交通の自由、移動の自由、これは人権の大事な1つだというふうに思います。いろんなテレビの番組を見ますと、やはり人との対話、社会活動の参加、そういう、人間同士の触れ合いの場面を多く持っている方が健康で、長生きできるという点で、趣味のサークルで集まる、そういう場合に足腰がちょっと不自由になるので、移動を助けてほしいという方も含めて、甲良町内のやっぱり移動の範囲をぜひ幅広くサポートができる体制が要るかなというふうに思っています。

3のところと重なって質問させていきますが、以前、巡回バスの提案も、質問もさせていただきました。そういう点で、今、移動手段は、先ほども休憩中に議論がありましたけれども、近江鉄道の移動、それからバスの移動、それから愛のりタクシー、それから民間的なタクシー、もうそういうものがありますけれども、甲良町で用意ができる公共交通の在り方について、様々な立場で、これ、愛のりタクシーですと、湖東圏域で、定住自立圏の範囲で議論をしてそこに成案になっていかないと甲良町の要望は、実施されていかないと西川議員の質問に対する回答だったわけですから、そういうことも含めて甲良町内で、いざどうしていくべきかという、相談をする審議会のような場所が要るかなというように思います。それで2と3まとめて、お答えいただきたいなと思います。

○丸山議長 企画監理課長。

○山崎企画監理課長 令和4年度になりますが、公共交通の在り方検討というのを実施されておまして、そのときの連携協定先の大学の方に研究委託を行っております。その中で甲良町の町内の巡回バスについて、調査を行っておりますが、町内を巡るこの巡回バスにつきましては、その有効性がちょっと上げられなかったというようなことで、町内の巡回バスについての運行の予定は現在はおしていませんが、交通の自由、移動の自由というところを確保していくということで、今後も愛のりタクシーの運行とそれに向けての普及啓発を図っ

ていきたいと思っています。

また、一般の交通機関が利用できないというような高齢の方には、福祉課長も申しあげました福祉施策での外出支援サービスにより送迎を行っているところですので、そういった形で、今後も取り組んでいきたいと思っております。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 3つ、4つの交通手段があるわけですがけれども、そういうのはもう財政の負担との関連もありますから、どうのように整理をしていくかという点で、整理方法、整理のプロセスが、議論ができる場がやっぱり要るのかなというふうに思います。湖東定住圏の場合は、彦根がマネジメントの中心になりますから、その点でもオーケーが出てこないで甲良町の要望がなかなかきかない、それから甲良町だけを良くするというようにはならんというのが先ほどの答弁でしたですがけれども、そういうように考えると、やはり甲良町内で移動の手段をどうのように確保していくか。いわゆる皆さん、今でも返納が100人近くあるわけですから、そういう点でも、審議をしていく場が要るかなと。今現在の移動を保障することと併せて、将来的にどういようにつくっていくのか。つまり、幾つもある交通手段がある中を整理していくことも議論が必要かなと思いますけれども、いかがでしょうか。これ、町長が采配をしていかなあかなかなと思いますけれども、移動手段の審議会の設置を、ぜひ議論の場をつくっていったらどうかという提案なんですけれども。

○丸山議長 副町長。

○熊谷副町長 去年、公共交通の担当、企画監理課におりました関係で答弁させていただきましたと、議員おっしゃっていただいたように、やはりその利用者であるとか、高齢者であるとか、そういった方の声を聞く場というのが、この甲良町単独でそういった場というのを設けてないんですが、この1市4町で設けている湖東公共交通のその場では、例えば、各4市町の、地元住民代表という形でご出席いただいて、意見を聞く場というのは年2回ほどあります。甲良町からでも、シルバー人材センターであるとか、それから社会福祉協議会であるとか、あと老人会であるとかいった団体の代表者の方に来ていただいて、1市4町の公共交通計画に対するご意見なりを聴取しておるところです。

彦根市が事務局なので彦根市中心に物事が図られているかということ、必ずしもそうではなくて、多賀町なら多賀町独自の在り方であるとか、甲良町なら甲良町独自の在り方、やはり地域、地域に、交通の在り方というのは違っておるかと思えます。そういった部分は、言うべきことは、私どもも行政もですし、そういった住民団体の代表の方もおっしゃっていただいております中で、この1市4町の公共交通計画がありますので、そういった場を活かしながら、今おっしゃっていただいているような、住民の意見を聞いた上での、審議した上での公

公共交通計画というのを甲良町としても一緒に考えていきたいなというふうに考えております。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 それぞれ各町の事情や、いわゆる地理的な状況もかなり違うと思いますので、そういう点でも、今言われ、副町長が言われたように、甲良町内の独自の問題をどうするかという点で整理をしていく。今日、私、初めて質問させていただきましたので、今後の検討課題というようにしていただきたいと思うんです。

先ほど、町内循環バスの有効ではないなという点の説明があったんですけども、これ町内の循環ですと、いわゆる、限られていますよね、病院がない、豊郷病院は外れている、買物のところは、今、業務スーパーができましたからあれですけども、選択肢が少ないという点で、そういう、町内だけの循環バスでは有効ではないというような、この結論に至ったのはそういう病院のところでも行く状況でない、つまり、町外に行くと、別の許可が要るわけですから、そういうことも1つの要因だったんでしょうか。

○丸山議長 副町長。

○熊谷副町長 去年、研究していただいた中でのお話なのでちょっとお答えさせて。そう、議員おっしゃっていただいているとおりで、やはり、行きたいところというと、病院、買物という、この2つがかなり大きなウエイトを占めて、やはり甲良町内に病院と買物という行き先がないというのが非常に大きな要因でありました。ですので、町外になると規制の関係で、町内巡回バスともう全然枠が超えてしまうので、なかなか難しいという状況です。

あとそれと、じゃあ、実際やられている豊郷町の巡回バスがどうなのかといったような利用状況をお聞きしておると、実際、豊郷町は、町内を走る湖国バスの運行を当時の町長さんがやめるといった中で、町内の、いわゆる湖国バスの運行を、定期バスをやめて、全部町内循環バスに切り替えられたというような経過があるように聞いています。今現在、たしかマイクロバス2台、2台が常に循環して走っておると聞いていますけど。ワゴン車ですか、ワゴン車が常に2台走っていると聞いているんですけど、聞いておると、空気を走っているような、乗られてないウエイトがかなり大きくて、それを増やすのが課題なんだというようなことで、逆に豊郷なんかは、買物するところと病院があるのに何でなんかという、そこのところは、皆さんおっしゃるのが行きたい時に行きたいところに行ける便がないと。昼間は走ってるの、真っ昼間で誰も乗らへんと。夕方になると、行きたい時間になかなか行けないといったような、そういった事情もあって、なかなか利用が伸びていないというような状況もあって、実際に行きたいところが、町内にあるところですが、なかなか難しい状況であ

るというような背景もあって、いわんやをやで、甲良町でそれを実施するってなかなか難しいのかなというふうに考えています。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 甲良町は甲良町内の、豊郷とは違う条件があると思いますので、そのことも有効性があるかどうか、また、移動手段をどう、町として、地域として確保していくかという課題で検討が必要かなというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

ちなみに豊郷町の議員に聞きますと、初期投資が約2,000万、それから、運営費が毎年800万というふうに聞いていますが、この点については、そのぐらいの規模で間違いないでしょうか。

○丸山議長 副町長。

○熊谷副町長 当時、大学の先生と一緒に聞き取りに行った話もそのような話でした。800万であれば、うちの甲良線1,000万なので、ちょっと安くなるかなという話を聞いていましたら、800万というのはイニシャル経費、いわゆる毎年かかっている経費で、これにプラス、バスの買換えであるとか、一定の話を含めていくとプラスアルファがかかってくるんだよというような話を聞いておって、そうすると画期的に安くなるもんじゃないのかなというのはちょっと私の印象として受けたいような。実際に800という数字なりはお聞きした話として、事実かと思います。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 整理をして、望ましき移動手段どういうようにするかというように検討していく中では、今の湖国バスの運営、これの、豊郷のように廃止をするとなると、中心点通っていますので、それが可能かどうかというものはありますけれども、そういうことも含めて検討課題だなというふうに言わせていただきます。

次に、進みまして、万博の問題です。三日月県政がもう大阪万博に子どもの入場料金の補助予算の計上をしたわけですけれども、そのことについてお尋ねします。

県が発表した概要や目的など、どのようなものか説明ください。

○丸山議長 教育次長。

○福原教育次長 この事業の目的は、滋賀の将来を担う子どもたちが、万博において世界の様々な文化や知見、技術に触れることで、興味や得意分野を自覚し、将来進みたい方向性や社会の課題にチャレンジする姿勢などを育むきっかけとしたいというもので、滋賀県内に住む満4歳から高校3年生までの子どもを対象に1人1回の入場券を県が負担するというものです。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 対象は何人にしていますか。

○福原教育次長 何人。

○西澤議員 はい。

○丸山議長 教育次長。

○福原教育次長 申し訳ないです。対象人数はちょっと調べておりません。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 私が聞いていますのは、18万人というように聞いています。滋賀県全体でね。それで間違いなかったら、また、間違いあれば指摘してください。

そして、修学旅行などの学校行事として、児童・生徒を参加するように、県教委が計画がされているようです。奨励したり、推奨したりしているわけですが、せんだって、町長とそれから教育長宛てに要請書を出させていただきました。この現状が、どのような現状かどうか。説明をお願いします。

○丸山議長 教育次長。

○福原教育次長 まず、県からの通知は、県教委からではなくて、総合企画部万博推進室というところから通知が来ております。甲良町の状況ですが、東西小学校の修学旅行と中学校の校外学習で利用しようかなというのは検討しているんですが、ただし、甲良町が行きたい日程、また行きたい人数が、その日に行けるかどうかというものはっきりしていない状況であります。そんな中で検討はしているものの、ちょっと難しいかなというのは、考えているところであります。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 次長が、教育次長が言われたとおりで、現在の希望者で万博協会に申請があるのは、5月の末の時点で10校だというふうに私ども、報告がございました。それで、メタンガスの発生だとか、それから、せんだって、3月の28日だと思いますけれども、メタンガスの爆発事故がありました。そういう点でも、ダイオキシンだとか、それから汚染物質が、廃棄物が埋まっている場所ですよね。そういう点でも学校教育には様々な面でふさわしくない、子どもたちは危険だというふうに思っていますが、現在、まだ迷っている段階で、否定的な見解、否定的な状況にはなっていないか。それとも行こうかなという点ではどうでしょうか。

○丸山議長 教育長。

○青山教育長 今は次長の方が答えましたけれども、不透明な部分が沢山あります。今、議員さんおっしゃったように、大変安全面で、子どもたちの安全は確保されるかどうかという、ちょっと疑念もちょっとありますので、私自身は今、まだ検討という形で決定をしていません。できたら今の状況は変わらな

いのであれば、甲良町の子どもたちには悪いんですが、学校として教育旅行として団体で行くのはちょっと難しいかなという私の今の思いです。今後検討していきます。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 私どもも、せんだって、夢洲の現地をタワーから、5 6階のところから見て、それから現地の方の説明をいただきました。その資料を頂いているわけですがけれども、これは、まず、いつ下見に行けるか分からない。それから駐車場から会場に到達するまで1キロあって、小学低学年の足で30分かかると。トイレがどこにあるかも確認できない。それから児童・生徒の動員目標が1万4,000となっています。だけれども、団体休憩所は、2,000人までとしか計画されていません。それからパビリオンは、抽せんになります。それ、学校が選ぶことはできないと。行く日も、希望は申請できるけれども選べないというようになっているそうです。大災害のときの避難計画がない。そもそもつくれない場所だというように、現地の方が説明いただきました。ですから、学校の判断を尊重しながらも、町として、教育委員会として、今、言われました、推奨しないことが大変大事だというように思いますので、最終的に見解をお願いいたします。

○丸山議長 教育長。

○青山教育長 今、議員さんおっしゃったようなことも情報として入っていますので、今の段階で行かないとも、行くとも言えませんが、行かない方がいいんじゃないかなと私自身は、今は考えていますが、各学校の校長とも相談しながら進めたいと思います。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 子どもの安全とそれから、県が計画している今回の招待をする目的を言われましたけれども、それが本当に達成できるような状況なのかというて、果たして疑問符が幾つもつく状況だと思いますので、慎重なる検討をお願いして、次に、進んでいきます。

先般報道された、消滅可能性市町村の中に、滋賀県では高島市と本町が記載されている報道についてであります。木村修議員も質問いただきましたが、私としては、2点、見解を尋ねるものです。

人口戦略会議、これは民間の組織なんですけれども、4月24日に発表した消滅可能性自治体の問題が波紋を広げています。この件に関して何らかの見解を発表したのか、あるいは予定しているのか。また、各方面から何らかの反応が寄せられているか。副町長のコメントが新聞に報道されたようだけれども、そのことも含めて、状況をお知らせください。

○丸山議長 企画監理課長。

○山崎企画監理課長 本町がこの消滅可能性自治体に分類されたということにつきましては、客観的事実として受け止め、副町長のコメントでしたが、10年後、20年後を見据えた対策を地道にやっていくというところを、問合せがありましたのが報道機関のみでしたので、報道機関の方にはそういったお答えをしております。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 この人口減少を、若年女性の人数の推移から、つまり、50%以下になるという推計から判定をされています。全てを女性と家庭、そして地方自治体の責任であるかのように描いて、現在の日本の政治、経済、社会の全体像や問題点を分析することなく、欠落していると批判されています。

それで、自治体の努力に、私は本当に水を差す報道だと。分析だというふうに思います。そこで、この人口戦略会議が発表するに当たって、消滅する自治体に、甲良町に、こういうような状況になっている、状況はなぜだと思いかとかそういう問合せなどはあったんですか。ないしは意見を求めていくということがあったんでしょうか。

○丸山議長 企画監理課長。

○山崎企画監理課長 私が知る限りそういった問合せはございませんでした。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 だから本当に一方通行で決めつけでされている点でも、私不当だというふうに思います。つまり、人口減少の問題、人口減少は、甲良町がいろいろ努力をしているけれども、もちろん改善する問題もあります。だけれども、それだけで改善できないわけですよ。次の日に、25日付で、読売新聞にえらい見出しが出ていました。人口抑制総力でという大見出しで、結婚から育児、切れ目なく支援、若者が希望を持てる賃上げ、多様な働き方を選べる社会、政治は財源の合意形成図れ、強力な推進体制政府に構築、住み続けたい地域づくり、外国人高齢者活力維持へ重要、こういう見出しを立てて、報道をされていますが、まさに、中身は別としても、こういう点でやはり、町の地方自治体だけの仕事、責任ではないというのが、全体としての評価だというふうに私は思います。

もちろん、我が町が実施できる可能な施策を展開して、岡山県の奈義町に視察に行ったときに、内容をいかに真摯に実践していくかというのが大事になるわけですが、あのような形で24日に発表された、そういう内容で、消滅可能性自治体、発表される外圧は、予想以上に大きいのではないかと思います。町長、どのように思っておられるんでしょうか。副町長、どちらかで結構でございます。

○丸山議長 副町長。

○熊谷副町長 私、いつもこのお話に対して、ここに書いてあるとおり、10年後、20年後を見据えて、地道にやっていくしかないのかなど。やっぱり奇抜なことで、奇をてらって何かをすとか、あと補助金で100万、200万出して、うちが一番多いので来いよといったような、そういう消耗戦をやっても仕方がないし、それは続かないのかなというふうにやっぱ地道にやることが必要なのかなというのはいま、今までもお答えさせていただいていますし、今後もそういった取組が必要なのかなと思っています。

ちょっと取り上げさせていただきますと、企画監理課は引き続いて、山崎課長頑張ってくれてはるんですけども、空き家バンクであるとか、地域おこし協力隊であるとか、取組はすごい小さなことであって、これはこれで10人、100人といった単位の人があるとは思ってもないんですけど、やっぱりそういったことを地道にやることが必要なのかな。

先日もお話、課長から聞いておりますと、20代、30代の男女が4人ほど、甲良町の空き家見に行きたいので、ちょっと日をつくっていくので、見せてくれと。実際農業どんな農業してあるんや、見せてな、実際現場の人の声聞かせてなといったようなことで、声を聞きたい、現場を見たいというようなことで、甲良町に訪れていただいているような方もいらっしゃるようになっていて、そういったことが、地道にやることが広がって行って、ここに住んでいただいて、働いていただくといったようなことは、やっぱり現実にはちょっとずつ見えてきているのかなというふうに思っていますので、そういった地道な取り組み、やっぱり積み重ねていきたいなというふうに思います。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 幸いといいますか、在士の私、5組に所属をしていますが、5組の中に、私が移動したときには、6人だったんですけど、2軒増えて、隣と隣が若い世代が引っ越してこられました、空き家に。それやっぱりネックになっているのを聞きますと、やはり自治会に加入をせんならんということが大変重いと。これ在士の役員さんは大変寛容で、心広くなってもうて、そういうところには、強制はしない。だけれども、組の回覧板だとかいう点では参加してほしいというので、今、組長、私、させてもうてますけれども、回覧板をちゃんと、加入をしてもうてその中に入らせていただいています。つまり、受入れの体制で、この空き家バンクの空き家の情報の中に、区の自治会に加入が条件とか、それから、加入をしてくださないとかいうふうになっているのは、やはりハードルが最初から高くなっちゃうという点でも、移動をされたときに、やはり、本人さんと区の役員さんとの話合いの過程ですから、条件にしないというのをぜひとも町としても指導をしていただきたい、ないしはアドバイスを適切にさせていただきたいなと思っておりますが、いかがでしょうか。

○丸山議長 総務課長いくか、副町長。

○熊谷副町長 議員おっしゃるように、ハードルを低くして、誰でも来ていただくというのも1つの考え方かと思います。それであれば、例えば自治会のないところに選んで行っていただくというやり方もあるのかなと。ただ、私どもが空き家バンクをやっておるのはやはり地域にある、地域に入っていて、そこで一緒に暮らしていただくという要素もやっぱり大事なのかな。なら自由で、自治会にも加入せず、村の行事にも川掃除も参加しない若者に来ていただくというのは、これちょっといかがなものかなというのも1つの考え方で、逆に、あえて自治体とのトラブルを最初から避けるために、地元の地区からの要望であるとか、こういったことをお願いしたいと。ちょっと条件になってしまうと、それはちょっと問題もあるのかなと思うんですけど、ここに入ってきていただくための地元の要望としては、こういったことにお考えくださいねといったようなこととして、今おっしゃっていただいたような取組をしていますので。ただ、最初からトラブル発生しないためのといったようなことでやっていることが逆にトラブルを生じるようなことになっているのであれば、それを一定ちょっと改善するような方向での検討もしていかななくてはならないのかなというふうには考えます。

○丸山議長 産業課長。

○西村産業課長 前任の住民課のことで、一番それが課題で、ごみの問題があります。ごみステーションの管理は自治会が行っていると。今、議員のおっしゃるように、自治会に入らないとなってもごみは出させていたいただきたいという、そこが一番のネックで、問合せがありまして、自治会には入らへんねんけど、ごみを捨てたい。そうすると、私どもの答えとしては、区長さんに、その辺の、いや、本来は自治会費を払うというふうになるんですけど、例えば交渉みたいな相談で、ごみは捨てさせてほしいので、それに見合う費用を今、例えば割り出して払うとか、当然皆さんごみ当番とか、順番にされていると思うんです。それは、自治会に入って、ごみの管理をするということで順番に回る。自治会に入らないから、都合のいい話になりますわね。ごみは捨てるけど、当番はしないとか、そういう話になってくるので、非常にちょっと難しい問題なんですけど、今、空き家の話が出たんですけど、そういう問合せで、どうしたらいいんだらうという、問合せは何件もありました。

以上です。

○丸山議長 西澤議員、時間が来ていますので、簡潔にまとめて質問よろしくをお願いします。

○西澤議員 この課題を議論すると、大変長くなりますので、このテーマからは外れますし、やるつもりはありませんが、やはり寛容でありながらやはり説

得、道理と説得、内容ですよね。そのことが大事だと思います。副町長が言われたように、真摯に謙虚に、今の問題点を、いわゆる人口が減る問題点を改善していくことで、私たちが取り組んでいくようにしていくべきかなというふうに思いますので、そのことを私も、微力ながら、提案をし、また、発言をさせてもらって、進めていきたいと思います。

ありがとうございました。

○丸山議長　ご苦労さまでした。

西澤議員の一般質問が終わりました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれをもって散会します。ご苦労さまでした。

(午後 3時38分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

甲良町議会議長 丸 山 恵 二

署 名 議 員 西 澤 伸 明

署 名 議 員 福 原 守